

South China - Asia Business Report

Vol. 67
November
2017

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Topics

中国食農ビジネスの機会を探る ～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～	3
加速する産業移転の現状と課題(続編)	7

Regional Business

Vietnam

ベトナムにおける移転価格の新政令と通達	10
---------------------	----

Philippines

フィリピンの VAT 還付制度	13
-----------------	----

Cambodia

カンボジアの最新税務動向	17
--------------	----

India インドビジネス最新情報 [27]

2016 年破産法および倒産法の解説	21
--------------------	----

China

中国会社法「司法解释(四)」の要点解説	26
---------------------	----

China

中国における非貿易送金の実務 ～ロイヤルティーとサービスフィー～	29
-------------------------------------	----

Hong Kong

ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢 ～オフショア信託～	34
------------------------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報:インド	38
-------------	----

Briefs

Topics

中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～

中国政府は 10 年以上にわたり、「農業現代化」に向けた取り組みを進めている。また、同国内では所得向上などを背景に、安全で良いものを食べたいという消費者のニーズも年々高まっている。

農業の現代化の実現や、消費者のニーズの変化に当たり、日系企業の持つ技術・ノウハウを活かした食農ビジネスの機会は少なくない。ただし、ビジネスを成功に導くためには、「生み出した付加価値を消費者につなげる」ことが重要となる。ここで鍵となるのは、技術・ノウハウを利用する営農者や、その成果を享受し、コストを負担する消費者とのネットワークを持つ地場企業との連携だろう。

ここでは、主に日系企業が有する農業関連技術・ノウハウの活用の観点から、中国における食・農を取り巻く環境変化、政策方向性、関連プレイヤーの動向等を整理し、当該分野におけるビジネス戦略の方向性について考察する。

加速する産業移転の現状と課題(続編)

中国広東省・珠江デルタでは、急速な経済発展とともに膨張する人口や更なる都市化に対応するため、再開発に伴う移転や立ち退きを余儀なくされる企業が増えている。本誌第 65 号「加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部～」では、こうした都市化の波や、政府の政策的支援、さらには ASEAN からの“中国回帰”などさまざまな要因から、近年、製造業企業が珠江デルタ外縁部の同省東西北部地域へ移転を進めていることを紹介した。今回はその続編として、日系企業が具体的な移転候補地として検討可能な、めっき加工企業を専門に誘致する清遠市龍湾電鍍定点基地、オフィス用品の製造基地を目指す韶関市東湖坪工業片区、クラウドコンピューティング企業の注目集める深汕特別合作区の、3つの工業園区を紹介する。

Regional Business

[Vietnam] ベトナムにおける移転価格の新政令と通達

ベトナムは OECD の非加盟国であるものの、国際課税の主流となっている BEPS (Base Erosion and Profit Shifting＝税源浸食と利益移転) の行動指針遵守に積極的に取り組んでいる。かかる中、これまでの移転価格税制のガイドラインに代わる政令 (Decree 20/2017/ND-CP) が 17 年 2 月 24 日付で公布されたのに続き、当該政令の詳細を定めた通達 (Circular 41/2017/TT-BTC) が同年 4 月 28 日付で公布され、いずれも 5 月 1 日から発効した。ここでは、本通達で導入されたマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の提出について、日系企業の納税者に起こり

うる問題点を解説する。なお、これら書類提出の免除規定がある点にも留意が必要である。

[Philippines] フィリピンの VAT 還付制度

フィリピンでは大規模なインフラ整備などを推進するための財源確保を目指した、包括的な税制改革法案が注目を集めている。同法案には、かねて日系企業の間でも大きな問題となっている付加価値税 (VAT) 還付の迅速化に向けた規定も盛り込まれている。現行の税制では、PEZA 等の恩典を享受していない一般法人が国内調達および国内販売をする場合には VAT の課税対象となり、場合によっては還付申請の必要性が生じてくる。しかし、商流によっては Input VAT が蓄積する構造となったり、還付制度が煩雑で

あったりと、課題は多い。ここでは当該制度の概要を説明したい。

[Cambodia] カンボジアの最新税務動向

順調な経済成長を誇るカンボジアでは、16年の外国直接投資額が前年比25%増の21億5,000万米ドルとなるなど、金融や不動産関連を中心に外資流入が続いている。かかる中、カンボジア政府は持続的にFDIを呼び込むため、投資環境改善の一環として税法の改正に取り組んでいる。今回は、月次申告・納税期限の延長や、ミニマムタックスの免税、監査の厳格化など、カンボジア税制の最新動向をお伝えする。

[India] インドビジネス最新情報[27] 2016 年破産法および倒産法の解説

インドにおける企業再編、企業再生および清算に関連する法規制を包括的に統一することを目的に、16年5月28日、「2016年破産および倒産法」(Insolvency and Bankruptcy Code 2016)が制定された。債権者の利益を保護し、業務の継続を目指す同法の概要について、企業破産解決手続きとそのプロセス、簡易破産解決手続き、債務企業の清算を中心に解説する。

[China] 中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説

中国最高人民法院は17年9月1日から、「中華人民共和國会社法の適用にかかる若干問題に関する最高人民法院の規定(四)」を施行した。当該司法解釈(四)は今後、会社決議の効力などさまざまな審理の根拠として、株主権利保護および会社管理の目的を実現していくことが予想される。ここでは、会社決議の効力、株主の知る権利、利益配当請求権、優先購入権および株主代表訴訟に関する規定をそれぞれ紹介する。

[China] 中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティーとサービスフィー～

非貿易送金には、ロイヤルティー、サービスフィー、

コミッション、配当、利息等、さまざまな役務・サービス、無形資産にかかる項目の送金が含まれている。このうち、商標権や特許権などの使用料を指すロイヤルティーと、業務委託料を指すサービスフィーは、もっとも頻繁に行われる非貿易送金といえる。ここではロイヤルティーとサービスフィーを比較しながら、送金のための手続きや日本で税額控除を受けるための留意点、中国当局への届出・登録やPE認定など、実務面を中心に解説する。

[Hong Kong] ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢 ～オフショア信託～

欧米やアジア新興国の富裕層がウェルス・プランニングを活発に行う中、日本の富裕層を対象としたウェルス・マネジメントにおいて昨今、資産保護・継承計画および財産維持を目的としたオフショア信託が注目を集めている。オフショア信託のメリットには、資産の継承、保護のほか、その設計における柔軟性や、租税対策にも有効であることなどが挙げられるほか、日本非居住者ならではの利点も考えられる。オフショア信託の利用にあたっては、税務や法律面での専門家との面談や関連書類の作成などで数カ月を要するものの、日本人富裕層の資産や事業の国際化が進む中、家族の財産保有と保護における効率的な手法としてニーズが高まっていくことが予想されよう。

Macro Economy

アジア経済情報: インド

インドの2017年2Qの実質GDP成長率は、前年同期比+5.7%と前期の同+6.1%から低下した。成長率の低下は5四半期連続で、財貨・サービス輸出が前期から急減速したことが主因である。景気は18年にかけて輸出と消費を中心に持ち直すとみられるものの、設備投資と政府支出が停滞するため、持ち直しのペースは緩やかな見通しである。成長率は、17年に+6.6%、2018年に+7.3%と予測する。



中国食農ビジネスの機会を探る ～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～

古賀 裕一郎

みずほ銀行 産業調査部 香港調査チーム

中国政府が毎年、年初に公布する中央一号文件ではここ 10 年以上にわたって農業問題が取り上げられ、「農業現代化」に向けた取り組みが進められている。また、所得の向上等を背景に安全で良いものを食べたいという消費者のニーズも年々高まっている。農業現代化の実現、消費者のニーズ変化に対し、日系企業の持つ技術・ノウハウを活かした食農ビジネスの機会は小さくないものと思料する。一方で、成功モデルを築くためには、「生み出した付加価値を消費者につなげる」ことが重要であり、技術・ノウハウの利用者（営農者）や受益者/費用負担者（消費者）へのネットワークを持つ地場企業との連携が鍵となろう。本稿では、主に農業関連技術・ノウハウの観点から、中国における食・農を取り巻く環境変化、政策方向性、関連プレイヤーの動向等を整理し、この分野のビジネスにおいて日系企業が取るべき戦略方向性について示すことを試みる。

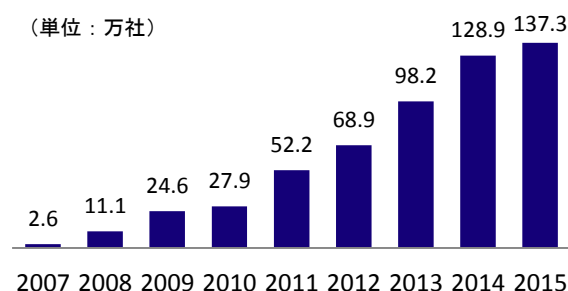
中国を取り巻く環境変化と課題

近年における供給者側の変化として挙げられるのは、担い手の変化であろう。中国における農村人口は長期的に減り続けており、営農者の減少と高齢化が同時並行的に進んでいる。他方、2007 年に関連法が施行され、法的に組織の在り方が定められた農民専門合作社¹は初年度の 2.6 万社から順調に拡大し、14 年には 100 万社を突破して、農業現代化の牽引役となりつつある（図表 1）。中国における供給者側の担い手は個々の農民単位から農民専門合作社を中心とした組織単位に徐々にシフトしており、途上ではあるものの、大規模化が進んでいると言えよう。大規模化を通じて全体の生産効率を高めていくことは、中国にとって重要な課題で

あり、今後も組織化は継続することが見込まれる。

消費者側の変化としては、所得向上を背景としたニーズの変化が挙げられる。中国では食の安全を脅かす事件が頻発したことを受けて、中高所得層を中心に、少し高くても安心・安全な良いものを食べたいというニーズは年々高まっている。加えて、インターネットでの口コミなどを通じて、消費者の商品を選別する目は肥えてきている。中高所得者層が日本

【図表 1】農民専門合作社数の推移



出所：国家工商行政管理総局等よりみずほ銀行産業調査部作成

¹「農民専門合作社法」によって、運営原則や設立・登記等について定められた農業関連組織。生産のみ、生産加工一体など、そのビジネス範囲は多様。

の数倍の規模に拡大する中において、こういった目の肥えた消費者ニーズへ対応していくことも中国の課題と言えるだろう。

中央一号文件から見る政策方向性

毎年、中国共産党委員会と国务院が年初に発表する「中央一号文件」はその年の最重要課題として位置付けられているが、04 年以降、直近の 17 年まで、農業にかかる課題が取り上げられている(図表2)。

中国では 2000 年代前半から、「三農問題²」の対応が政策課題の一丁目一番地に据えられてきたが、その対応方向性について、10 年ごろを境に変化が見られる。10 年以前は農民・農村を意識した直接的な取り組みに重点が置かれていたが、2010 年代では「農業現代化」を通じた取り組みへ重点がシフトしている。

「農業現代化」とは、広義では観光と農業を融合させたレジャー農業なども含んでいるが、16 年の中央一号文件の中で「走产出高效(高い生産効率)・产品安全(安全)・资源节约(資源節約)・环境友好(環境に優しい)」という4つの修飾語が「農業現代化」に付されたように、基本的には農業の高度化を実現することを目指した方向性と整理できよう。15 年に発表された『製造 2025』、『インターネットプラス政策』においても、重点分野に農業関連の項目が

【図表2】2004 年以降の中央一号文件表題

2004 年	農民収入増加に関する意見
2005 年	農村産業基盤強化と農業の総合的生能力向上に関する意見
2006 年	社会主義新農村の建設に関する意見
2007 年	現代的農業発展と着実な社会主義新農村建設に関する意見
2008 年	確実な農業基盤インフラ拡充と農業発展・農民収入増加に関する意見
2009 年	農業の安定的発展と農民収入増加促進に関する意見
2010 年	都市と農村の発展力のバランスをとり、農業農村の堅実な発展に関する意見
2011 年	水利改革発展を加速する決定
2012 年	農業科学技術の創出を推進し、持続的に農産物供給保障能力を増強することに関する意見
2013 年	現代農業の発展と、農村発展活力をさらに増強することに関する意見
2014 年	農村改革の全面的深化と農業現代化の推進加速に関する意見
2015 年	改革イノベーション力の強化や農業現代化建設の加速に関する意見
2016 年	発展の新理念を着実に実行し農業現代化を加速させ、小康社会を全面的に実現させることに関する意見
2017 年	農業における供給側の構造改革を推進し、農業と農村の新たな発展エネルギーの育成を加速することに関する意見

出所: 農林水産省、中国国务院等よりみずほ銀行産業調査部作成

含まれており、機械化・IT 化などによる高度化の実現が目指されている。

農業現代化を通じて、農民の所得向上、農村・農業の発展を目指すことが、結果的に「三農問題」の解決に結び付き、ひいては第 13 次五カ年計画に掲げられている「小康社会の全面的実現」にもつながるものと考えられる。

直近の 17 年の中央一号文件は、「農業における供給側の構造改革を推進し、農業と農村の新たな発展エネルギーの育成を加速することに関する意見」という表題で発表された³。ここ数年の「農業現代化」から変化が見られ、食料安全保障は前提としつつ、生産方式、食の安全性等において市場ニーズの変化に対応できる農業の実現を目指す方針が示された。すなわち、消費者側の変化を踏まえて供給者側の改革を進めることとされ、両者を一体として捉えている。これまでの供給者側にフォーカスし

² 「三農問題」とは、農業の構造的問題(零細経営、低生産性、働き手の減少)、農村と都市の社会格差、農民と都市住民の所得格差の 3 つの問題の総称。

³ 中共中央 国务院 关于深入推进农业供给侧结构性改革 加快培育农业农村发展新动能的若干意见

た取り組みから、消費者側のニーズを踏まえた取り組み（マーケットインの取り組み）が政策でも意識され始めたと解釈できるのではないだろうか。

中国における関連プレイヤーとその取り組み

農業現代化を推進するプレイヤーとして、農民専業合作社について先述したが、他の推進役として「国家重点龍頭企業」が挙げられる。中国政府は農業の産業化を推進していく中で、売上規模等の経営指標で一定の要件を満たす農業関連企業を「国家重点龍頭企業」として認定し、産業化の推進役としている。14年9月時点で約1,200社が選出されており、農産物の生産、加工、販売を有機的に結合・促進させることが期待されている。

個別の動きに目を向けると、国有企業である中国化工集団によるスイス農薬大手・Syngenta 買収は注目に値する動きである。農薬や種子の分野で世界トップクラスの強みを持つ Syngenta を買収することによって、農業科学分野を新たな事業の柱にすることを企図した買収であることに加え、中国の農業技術水準の引き上げにも大いに貢献することが見込まれる。また、15年に設立された「京津冀現代農業協同創新研究院」も新しい産官学連携の動きの一端として触れておきたい。この研究院は、京津冀⁴の国家重点龍頭企業、農業科学院と、農業大学が発足メンバーとなり、循環型農業や種子関連事業、スマート農業などの分野で国際的な影響力を持つ、現代農業の科学技術イノベーション・起業のプラットフォームを作ること企図して設立された。

上記2つの取り組みは、国の方針を反映する国有企業や国家重点龍頭企業を活用した事例と言えよ

う。他方、民間企業の取り組みも進められている。ここでは異業種の参入事例を取り上げる。

中国 IT 大手・阿里巴巴(アリババ)集団は 2015 年秋、米国農機大手の AGCO と戦略提携に向けた覚書を結び、オンライン・プラットフォーム「農村淘宝⁵」で初となる大型農機の取り扱いを開始すると発表した。また、農機の販売にとどまらず、コンサルタント業務や農業設備・施設のためのビッグデータの利用、ローン事業でも協力していく方針を打ち出している。このほかにも、中国 EC 大手の京東集団は 17 年6月、三菱ケミカルと植物工場分野で提携し、農業分野に参入することを発表した。京東集団は自ら野菜の生産を手掛け、消費者に新鮮さや安全・安心をアピールすることを狙う。このように、農業現代化の実現、消費者のニーズ変化をビジネス機会としてとらえ、異業種からアプローチする事例も出てきている。

日系企業が取るべき戦略

日系企業が日本国内で培ってきた農業関連技術・ノウハウを、中国で活かせる機会は十分にある。一方で、国有企業から IT 関連、EC 関連といった異業種民間大手まで、さまざまな中資系企業がこの分野でのビジネスを狙う中、日系企業はどのような戦略を取るべきだろうか。

中国における食農ビジネスにおいて重要な点は、「技術・ノウハウを適切に利用し、生み出された付加価値を消費者の手に届くまできちんとつなげる」という点にあると考える。どんなに優れた技術・ノ

⁴ 北京市、天津市、河北省の総称

⁵ 阿里巴巴集団が展開する、農村地域に農業用資材や消費財を供給するとともに、農産物を都市部に供給する双方向の電子商取引促進を目指した E コマースサイトやサービス拠点。

ハウを用いようと、その価値が消費者に届かなければビジネスとして成り立たせるのは難しく、技術・ノウハウを適切に使えなければ付加価値を生み出すこともできない⁶。成功モデルを築くためには、技術・ノウハウを適切に活用できる営農者（利用者）や、付加価値を認めコストを負担できる消費者（受益者/費用負担者）とのネットワークが重要であり、このネットワークを持つ地場企業との連携が鍵となる。

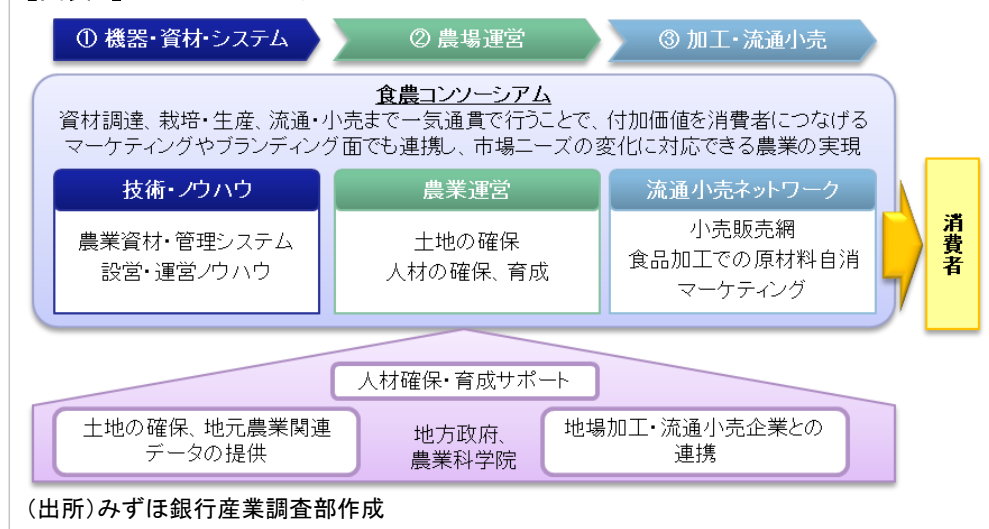
先に挙げた三菱ケミカルと京東集団の提携事例はこの体现と言える。三菱ケミカルが植物工場設備や栽培技術を提供し、京東集団が野菜を生産して自社 EC サイトを通じて販売する連携であり、日系企業の技術・ノウハウと地場企業の販売ネットワークを融合させ、生産部分も第三者に任せることなく、付加価値を消費者へ直接届ける取り組みである。限定的ながら同様の事例は他にも始まっており、その成否が注目される。

技術・ノウハウを持つプレイヤー、それを活用す

るプレイヤー、生産されたものを消費者に届けるプレイヤーが有機的に連携し、「付加価値を消費者につなげる」ためのコンソーシアムのような形が一つの理想形であるとする（図表3）。また中国では、地方政府、農業科学院といった公的機関からのサポートも重要である。この連携を通じて消費者から得た情報を元に技術・ノウハウを改善していくことこそが、17 年の中央一号文件で示された、市場ニーズの変化に対応できる農業の実現につながるのではないだろうか。

日系企業の持つ技術・ノウハウは農業現代化の実現、消費者のニーズ変化に貢献できるものである。一方で、これまで中国が積極的に外資の技術導入を求めてきた自動車やロボットとは異なり、農業という国の基礎にかかる領域であるがゆえに外資の積極的誘致という施策を取りにくい側面もある。ここにビジネスチャンスを求める日系企業は、地場企業との連携を念頭に置きながら、積極的に自ら飛び込んでチャンスをつかみ取る行動が求められよう。

【図表3】コンソーシアムイメージ



⁶ 現地ヒアリングでは、中国の消費者がスーパーでの有機野菜表示を信用していない、植物工場運営においてルールが遵守されず野菜が病気になる、といった事例が挙げられた。



加速する産業移転の現状と課題

(続編)

高 妍 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国国内でもいち早く外資導入が奨励された珠江デルタでは、急速な経済発展とともに膨張する人口や更なる都市化に対応するため、再開発に伴う移転や立ち退きを余儀なくされる企業が増えている。本誌第65号「加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部～」では、こうした都市化の波や、政府の政策的支援、さらには ASEAN からの“中国回帰”などさまざまな要因から、近年、製造業企業が珠江デルタ外縁部の広東省東西北部地域へ移転を進めつつあることを紹介した。そこで本稿では続編として、日系企業が具体的な移転候補地として検討可能かつ特徴を持った清遠、韶関、仙尾市にある3つの工業園區を紹介する。

1. めっき加工の聖地、清遠市龍湾電鍍定点基地

省内でも珍しい、めっき加工企業を専門に誘致する同基地は、広州および仏山市の北側、広東省、湖南省、広西チワン族自治区との境目に位置する清遠市にある。同市の面積は 1.9 万 km²、人口は約 432 万人で、同市中心部から広州市の中心部まで約 50km、広州白雲国際空港までは 30km の好立地にあり、珠江デルタから1時間以内の経済圏にある。



大規模な污水处理場(写真手前)を有する清遠市龍湾電鍍定点基地

清遠市には広州-清遠高速道路のほか、北京-香港-マカオ高速道路など複数の高速道路が縦横に通っており、珠江デルタ各地とのスムーズな陸路輸送が可能であるほか、珠江の支流にある河川港・清遠港からは香港、マカオ等に直通航路が、また北京-広州を結ぶ高速鉄道も通じているなど、交通面での利便性は高い。一方、コスト面では、法定最低賃金が広州市の 65%に当たる月当たり 1,210 元に抑えられている⁷。

龍湾電鍍定点基地(左写真)の総面積は 1,300 ム⁸、総投資額は8億元に上る。基地内中心にある污水处理工場および環境保護設備の整備に総額 1.2 億元を投じており、金、銀、銅、亜鉛、ニッケル、クロム等の金属やプラスチックのめっき加工企業が主に入居している。めっき加工工程は環境保

⁷ 資料: 清遠投資指南、清遠市統計局 2016 統計年鑑、JETRO「広東省内 21 市の経済データ(2016)」

⁸ 1ム=約 6.67 アール

護の観点から敬遠する工業団地も多いが、隣接する広州、仏山市に集積する自動車関連産業や、広東省の主力産業・製品である IT・電気・電子部品、金型、生産機械・設備、宝飾品、家電製品には欠かさない工程であり、日本のほか、欧米、アジア各国の外資入居企業も多い。標準工場のほか、独自の工場設備の建設も可能で、用地にもまだ余裕がある。日本語人材は少ないものの、基地内のワーカー人件費は残業代等込みで月当たり 4,500 元程度と、同基地の特性と地理的優位性を鑑みれば十分検討に値する候補地と考えられよう。

2. オフィス用品の製造基地、韶関市東湖坪工業片区

珠江デルタの北東、広東省北部に位置し、湖南省と江西省に隣接する韶関市は、風光明媚な古都として知られるとともに、豊富な鉱物資源を有することから重工業が古くから栄えてきた。市の中心部から広州市中心部までは約 200km、東莞や深圳市までは約 300km 離れているものの、高速道路や高速鉄道の整備が進み、広州市中心部まで車で約 3 時間、高速鉄道なら約 1.5 時間でアクセスできる。今回紹介する東湖坪工業片区はその韶関市中心部から北に約 50km の、省境の始興県に位置する。

東湖坪工業片区は県内六つの工業園の一つで、「オフィス用品・文房具・筆記具産業園」の別名を持つ。これは、当該工業区に大手文房具メーカーが進出したのを皮切りに、ペンやインクなどの文房具やオフィス・事務用品メーカーが集積するようになったため、すでに 25 社が入居している。地方都市にあるため、法定最低賃金は 1,210 元、ワーカーの実質平均賃金も月あたり 1,800~2,800 元と比較的安価にとどまっているのも魅力だ。すでに



入居企業の事務部門向けに整備された東湖坪工業片区オフィス棟

開発済みの 1,000 ムーに加え、さらに 1,000 ムーの未開発エリアがあり、今後も文房具やオフィス関連製品メーカーを積極的に誘致していく方針で、一定規模以上あるいは特定業種の入居企業には、地方政府による各種費用の補助や税金還付などの優遇政策も導入済みという。

3. クラウドコンピューティング企業の注目集める深汕特別合作区

さて、珠江デルタ郊外に移転を加速させているのは製造業企業ばかりではない。深圳市のハイテク企業の間で、昨今、注目を集めているのは、同市から東に約 100km、高速道路で約 2 時間の距離にある汕尾市の深汕特別合作区である。深圳市と汕尾市の双方が協力して開発を進める同合作区の前身は、2008 年に設立された「深汕産業移転工業園」で、当初は土地不足が深刻化している深圳市から汕尾市への産業移転を目的とし、その後 11 年に広東省の正式認可を得て深汕特別合作区となったが、数年前まではほとんど企業誘致が進んでいなかった。

風向きが変わったのは、深圳の大手インターネットサービス企業、騰訊（テンセント）が同区にクラウド

ドコンピューティングセンターを15年に設置したこと、その後、16年には同じく深圳の通信設備・機器大手、華為技術(ファーウェイ)がクラウド拠点の投資を着工し、一気に同区への投資ムードが加速した。深汕特別合作区管理委員会によると、17年6月までの同区への投資プロジェクトは計134件、投資総額は541億円に達しており、足もとでも関連企業の入居が相次いでいることから、数年のうちに大規模なクラウドコンピューティングセンターの出現が現実のものとなりそうだ。

4. 現地日本企業の声

それでは、こうした珠江デルタ郊外の魅力とは何か。まず考えられるのは、人件費が珠江デルタと比べ平均2～3割ほど安いことがある。省内であれば、道路や鉄道などハード・インフラ面の整備状況も総じて良好で物流面での懸念も少ないほか、地方においては特に、電力供給の安定性への評価は高い。他方、法律・規定や、政府のサービス、生活環境などの分野は、以前に比べ改善されているものの、珠江デルタと比べると、なお改善の余地がある。また、サプライチェーンが未発達であることや、日本語人材の少なさ、さらに駐在員の娯楽や、帯同家族の生活・教育環境はまだ発展途上である。

また、進出企業の多くから課題とされたのは、珠江デルタに比べ出稼ぎ労働者が少ないことに起因する、労働者の量的・質的確保である。進出済みの日系企業は日本語や日本の商慣習に理解がある現地従業員を起用し、管理職に迎えるなどの対応を取ることで、スムーズな経営を目指している。しかし、ワーカーの確保、また珠江デルタ同等の品質を保持するための労働者の質の向上に向けて、現地政府当局や開発区のいっそうの努力が期待



ハイテク企業の進出が相次ぐ深汕特別合作区

されよう。

5. まとめ

本誌第65号でも述べた通り、珠江デルタの都市化の波とともに、広東省東西北部への製造業企業の移転はいっそう進んでいくことになるだろう。その受け皿となる珠江デルタ外縁部の同省東西北部地域には、本稿で紹介したような特色を持つ工業園区が複数存在する。そして、こうした地方都市は、高速道路や鉄道などさらなるインフラ整備や、大手企業の進出を契機に、わずか数年で変貌を遂げるケースも少なくない。当局の対応なども含め、まだまだ珠江デルタに及ばない部分は多々見られるものの、将来的に検討される移転を念頭におき、移転候補地となる各地域の特色や発展の進捗に留意していく必要があるだろう。



【Vietnam】

ベトナムにおける 移転価格の新政令と通達

讃岐修治 フェアコンサルティングベトナム

はじめに

ベトナムは OECD に加盟していないものの、国際課税の主流となっている BEPS (Base Erosion and Profit Shifting = 税源浸食と利益移転) の行動指針遵守に積極的に取り組んでいる。そんな中、本誌第 61 号⁹でもご紹介したように、これまでの移転価格税制のガイドラインであった Circular 66/2010/TT-BTC に代わるものとして 2017 年 2 月 24 日付で Decree 20/2017/ND-CP が発行され、17 年 5 月 1 日から有効となった。さらに前述の Decree のガイドラインとなる Circular 41/2017/TT-BTC が同年 4 月 28 日付で発行された。本稿では、当該規制の中で導入されたマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の提出について、日系企業の納税者に起こりうる問題点について解説する。なお、これら書類提出の免除規定がある点にも留意が必要である。

各ファイルの概要

当該政令および通達において以下の 3 つのファイルが導入されたが、各ファイルの概要は次の通りである。

ローカルファイル(親会社もしくは子会社作成)

個々の関連者間取引に関し詳細な情報を記載した文書をベトナム現地法人が作成する。また、以下の情報および説明を記載する必要がある。

① 法人と関連者に関する概略情報

- 1) 法人と関連者の関係についての説明
- 2) 関連者間での成長戦略や管理・支配に関する最新情報
- 3) 成長計画、事業戦略、投資、販売・生産計画に関する情報
- 4) 組織図、企業および関連者の果たす機能に関する説明

② 法人の取引情報

- 1) 取引チャートや取引の説明
- 2) 製品の特性や仕様に関する説明
- 3) 関連者取引の契約交渉から締結までの一連の経緯説明
- 4) 関連者間取引が行われた際の経済状況に関する説明

⁹ 華南アジアビジネスレポート第 61 号(2017 年 4 月号)掲載「移転価格の新政令」ご参照。

③ 市場価格の算定方法に関する情報

- 1) 価格決定方針、価格の管理・承認過程、製品別価格表
- 2) 関連者間取引において法人が最適な価格算定方法を選択適用していることの説明
- 3) 価格算定方法の選択適用に関するその他説明

税法に基づいて国別報告書を準備している場合、当該最終親会社の国別報告書の写しを提示する必要がある。

導入後に起こりうる問題点

新たな政令が導入されることによる主な問題は、マスターファイルおよび国別報告書の作成要件、提出期限および対象期間についてである。まず、書類の整備についてベトナム基準と日本基準ではマスターファイル作成要件が異なる点である(表1)。

マスターファイル(親会社作成)

ベトナム現地法人は、海外の最終親会社が作成する多国籍企業の事業概要を記載した書類を準備する必要がある。

国別報告書(親会社作成)

国別に合計した所得配分、納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容等を記載した書類を海外の最終親会社が作成する。納税者の最終親会社がベトナムにある場合は、連結売上が 18 兆ベトナムドン(以下、VND)を超える場合に提出が必要となる。納税者が海外に最終親会社を有し、居住国の

つまり、日本などの親会社がマスターファイルを作成していないにも関わらず、子会社側において作成しなければならないねじれ現象が生じる可能性がある。したがって、親会社は居住国において必要がないとされていても、自らが保有する情報に基づいてマスターファイル的な文書を作成し、かつ親会社や他の子会社等との取引がある場合にはローカルファイルの内容との整合性を図る必要が出てくるということである。

例えば、親会社の売上は 900 億円あるものの、ベトナム子会社の売上が 3.5 億円の場合、子会社の売上は親会社の1%未満にも関わらず、ベトナム

【表1】マスターファイルと国別報告書にかかるベトナム及び日本の作成要件

	ベトナム基準	日本基準
マスターファイル	ローカルファイルを作成する必要があるれば作成不可欠	連結売上高が 1,000 億円以上の場合、作成が必要
国別報告書	① 納税者の最終親会社がベトナムにあり、連結で 18 兆 VND(約 7.9 億米ドル)を超える場合 ② 納税者の最終親会社が居住国(例えば日本)の税法に基づいて国別報告書を準備している場合	連結売上高が 1,000 億円以上の場合、作成が必要

【表2】提出期限と対象期間にかかるベトナム及び日本の要件

	ベトナム基準	日本基準
提出期限	法人所得税の確定申告書提出まで。 一般的なベトナムの決算期 12 月の場合、2017 年 5 月 1 日以降の決算日で最初の提出は 2018 年 3 月末	2018 年 3 月末
対象期間	2017 年 1 月～2017 年 12 月	2016 年 4 月～2017 年 3 月

でのローカルファイルおよびマスターファイルの提出が求められるということである。

次に、提出期限と対象期間については表2の通りである。

ここで起こりうる問題として、ベトナムの通常の課税年度である1月～12月で考えると、政令発効後の最初の対象期間は2017年1月1日から2017年12月31日となり、提出期限は2018年3月31日となる。一方で日本サイドも提出期限は2018年3月31日となるが、対象期間が2016年4月1日から2017年3月31日となっている。その結果、ベトナム側の要件を満たしている期間が2017年1月から3月のみとなり、ベトナム税務当局が残りの期間である2017年4月1日から2017年12月31日までについてどう判断するか、つまり提出の必要なしとするのか、当該期間を含めた書類でなければ認めないのか、などの問題が生じる。

納税者の対応

上述のように親会社と子会社間で生じる必要要件の相違による問題が発生することが明らかなことから、納税者は誰が、何を、いつまでにやるのかという準備をしておく必要がある。また、ローカルファイルやマスターファイルの作成が必要となるかどうかの免除規定の確認はもとより、作成が必要な場

合はそれらを整備するのに必要となる所要日数も考えておく必要がある。移転価格の文書化を検討されている場合には、事前に手続きや注意点を専門家に相談されることをお勧めしたい。



FC FAIR CONSULTING GROUP

讃岐 修治

Fair Consulting Vietnam

Joint Stock Company

オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。現職では、ハノイにおける各種税務コンプライアンス対応や、ジェトロハノイ主催セミナーの講師等を精力的に行う。



【Philippines】

フィリピンの VAT 還付制度

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

1. はじめに

ドゥテルテ政権の発足から一年以上が経過し、Build-Build-Build と称される大規模なインフラ整備などを推進するための財源を確保すべく、20 年ぶりとなる包括的な税制改革が注目を集めている。上院法案、下院法案が各々審議され、上院法案の可決後、上下両院がそれぞれの法案を1カ月ほどかけて調整し、最終的な法案が成立する流れとなる。法案の中には、かねてより日系企業でも大きな問題となっている付加価値税(VAT)還付を迅速化するための規定も盛り込まれている。2017 年9月に開催された財源に関する上院議会では、内国歳入庁(BIR)は過去2年間で 4,500 社以上の企業からの VAT 還付請求を受けており、同年7月末時点で未処理の税還付は 224 億 2,000 万ペソに上ると明らかにした。フィリピンは4~6月の GDP 伸び率が前年同期比 6.5%を記録するなど、旺盛な個人消費に

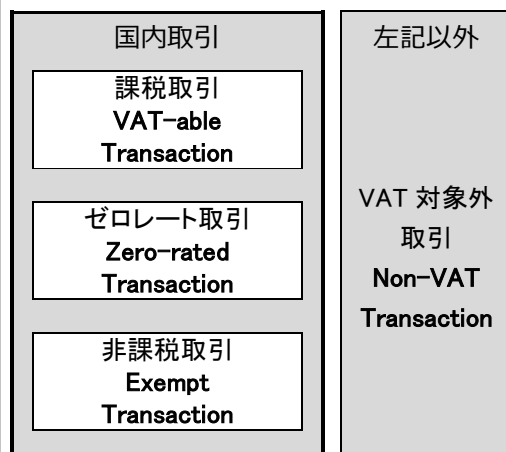
牽引され、アジアでも有数の成長を遂げている。堅調な経済成長と人口ボーナスを背景に日系企業の進出傾向も輸出型ではなく内販型での進出が多く見受けられる。現行の税制では、輸出型として PEZA 等の恩典を享受している場合は仕入れに関わる VAT (Input VAT)は生じないが、恩典を受けていない一般法人が国内調達および国内販売をする場合には VAT の課税対象となり、場合によっては還付申請の必要性が生じてくる。本稿では当該制度の概要を説明したい。

2. VAT 還付制度の概要

(1) 要件

フィリピンでは、通常の商取引から生じた仮払付加価値税(Input VAT)残高は還付の対象とならない。製品またはサービスの輸出、または PEZA 企業などの輸出型企業への製品およびサービス販売は

【図表1】VAT 取引について



【図表2】VAT 還付請求要件(ゼロレート売上に起因する場合)

- VAT ゼロレート売上が発生している
- Input VAT が発生しており、支払済みであること
- Input VAT は VAT ゼロレート売上に起因したものであること
- Input VAT は Output VAT と相殺されていないこと
- 物品またはサービスを課税事業者から購入し、請求書・領収書を以って証明できること
- Input VAT が税控除・還付などの対象になっていないこと
- 還付請求が2年以内に行われること

【図表3】VAT ゼロレート取引となる主な取引

物品(税法第 106 条(A)(2)(a))	サービス(税法第 108 条(B))
1. 海外に物品が輸出され、外貨で支払いを受ける取引 2. フィリピン非居住の買い手に対する原材料や梱包材の販売で、フィリピン国内の輸出業者に配送され、製造、加工、梱包などに使用され、外貨で支払いを受ける取引 3. 年間生産額の 70%以上を輸出する輸出型企業に対する、原材料または梱包材の販売 4. オムニバス投資法その他の特別法により輸出とみなされる取引	1. フィリピン国外の顧客のために行う加工、製造、再梱包等の作業で、当該製品が輸出され、サービスの対価が外貨で支払いを受ける取引 2. 上記以外のサービス提供で、外貨で支払いを受ける取引 3. 年間生産額の 70%以上を輸出する企業に対する物品の加工、転換、製造業務の請負 4. 特別法または条約により、非課税とされている納税者または事業体への役務提供

VAT ゼロレート取引と呼ばれ、VAT ゼロレート取引に関して生じた Input VAT に対しては、関連する売上が発生した四半期末から起算して2年以内であれば還付申請を行うことができる(税法第 112 条(A)) (図表1～2および図表3)。例えば、PEZA 企業などの輸出型企業向けの売上が大半を占める一般の内国法人の場合、売上からの仮受付加価値税 (Output VAT) が生じない一方、仕入れにかかる仮

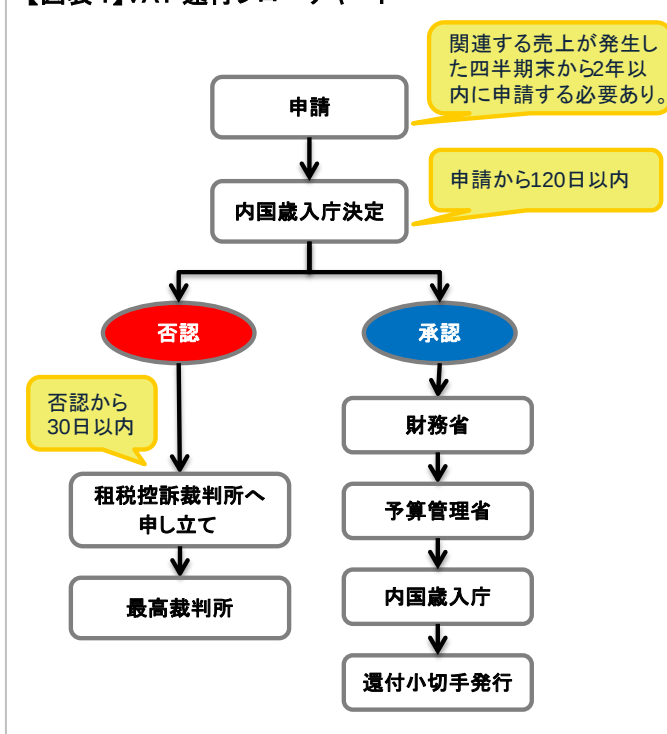
払付加価値税 (Input VAT) が蓄積していくため、その Input VAT は上述の税法規定に則り還付権限が生じる。なお、会社清算時 (VAT 登録の抹消時) の還付請求も認められている。

(2) 手続き

14 年 6 月 11 日に発行された Revenue Memorandum Circular (RMC) No.54-2014により、納

税者は下記(3)の必要書類に記載されたすべての書類を揃え、文書の完全性を証明する宣誓供述書とともに提出する必要がある。文書が完全なものではない場合、還付申請が否認される可能性もあるので注意が必要だ。完全な文書とともに還付申請書が提出されると、BIR は提出日から 120 日以内に還付申請を認めるか否かの決定をすることになる。還付申請が全面的あるいは部分的に却下された場合、却下の通知日から 30 日以内に租税控訴裁判所 (CTA) に控訴することが可能である。一方、120 日が経過した時点で BIR から回答がない場合には否認と見做され(みなし否認)、みなし否認から 30 日以内に CTA に提訴することが可能となる(図表4)。これを「120 日+

【図表4】VAT 還付フローチャート



30 日ルール」と呼ぶ。

VAT 還付申請をしたとしても BIR が 120 日間返答をしなければ自動的に「みなし否認」となるため、30 日以内に控訴を行わない場合、BIR による「みなし否認」は最終的なものとみなされてしまう。なお、納税者が CTA に控訴すると、BIR は当該還付申請に関する管轄権を喪失する。

RMC No.54-2014 にて規定された「みなし否認」は、当時進行中の還付申請にも適用されるとされ

ていたため、各経済団体等からの度重なる撤回要求があり、17 年 1 月 18 日付で発行された Revenue Regulation (RR) No.1-2017 にて「みなし否認の遡及適用」に関する救済措置が発表された。この通達では、RMC No.54-2014 が有効となった 14 年 6 月 11 日より前に還付申請を実施していた案件については、BIR での審査が再開されると明記された。

(3) 必要書類

下表を参照されたい。

必要書類一覧	
1. 最初の申請時(永久保存ファイル)	
1.1. BIR 登録証明書	
1.2. 定款、附属定款(法人の場合)、SEC 登録証	
1.3. DTI 登録証(個人事業主の場合)	
1.4. BOI/PEZA/TIEZA 登録証	
1.5. 役員、パートナー一覧	
2. 一般必要書類	
2.1. 税務控除申請書(BIR 書式 1914)または書式 2552(3 部)	
2.2. 年間登録料支払証書写し(BIR 書式 0605)	
2.3. 対象四半期の控除/VAT 還付請求額が該当する Input VAT から差し引かれたことを示す VAT 申告書、および以後の四半期分として提出された VAT 申告書の原本証明付き写し	
2.4. 提出済みの年次法人税申告書の写しまたは四半期還付申請の場合には四半期法人税申告書の原本証明付き写し	
2.5. BIR 受領印捺印済みの監査済み財務諸表(注記含む)の原本証明付き写し	
2.6. 次の点を申告人が宣誓した宣誓供述書 a. 申告した売上の明細(非課税、課税および免税対象の売上額)b. 会社が同様の申告を BOI、関税局および BIR に行っておらず、今後も実施しない、c. 申告対象期末の在庫が、直接/間接的に輸出製品に使用されたこと	
2.7. 管轄税務署からの滞納金証明書	
2.8. 申告人が他の税務署にて同様の還付申請を提出していない旨の証明書	
2.9. BOI/BOC/DOF-OSS の該当管轄より発行された、申告人が同一期間を対象とする同様の申告書を提出していない旨の証明書	
2.10. 非課税取引に関して、BIR から発行された非課税適用申請承認書の原本証明付き写し	
2.11. VAT 還付/控除申告の手続きを実施する授權代表者を指名する委任状	
2.12. 提出文書の完全性を宣誓する宣誓供述書	
3. 物品およびサービスの国内購入	
3.1. 申告対象期間の購入明細票	
3.2. 物品購入に関する請求書またはサービス購入に関する領収書付き請求書の原本証明付き写し	
3.3. 明細が記載されたサプライヤーアルファリスト	
3.4. 購入明細票のソフトコピー	
4. 物品またはサービスの販売	
4.1. ゼロレート、課税、免税対象の売上明細表	
4.2. 物品販売に関する請求書および航空運送状/船荷証券、またはサービス販売に関する請求書/	

サービス契約書の原本証明付き写し	
4.3.	売上明細表のソフトコピー
4.4.	ルーズリーフ式請求書/システム会計ソフトを使用している場合には BIR からの承認証写し
5.	ドル建て送金
5.1.	輸出売上に対する外貨の被仕向け送金を証明する銀行の入金伝票明細および写し
5.2.	輸出売上に対する外貨の被仕向送金を証明する銀行の入金伝票明細のソフトコピー
5.3.	輸出売上とドル建て送金の照合
6.	物品の輸入
6.1.	申告対象期間の輸入明細
6.2.	申告対象期間の輸入明細ソフトコピー
6.3.	銀行確認済みの輸入証明および内国税申告書の原本証明付き写しおよび領収証
6.4.	VAT の納付を証明する BOC 領収証/受領確認証の原本証明付き写し
7.	その他必要書類
7.1.	輸出売上とドル建て送金の照合
7.2.	海外の関連会社と相殺の取り決めをしている場合は未収金と未払金の相殺明細表
7.3.	申告期間中に償却される 100 万ペソを超える購入/輸入に関する Input VAT 明細表
7.4.	申告人が判断する VAT 還付/控除申告の裏付に必要なその他の書類
8.	注記
8.1.	必要書類を完全に準備すること
8.2.	その他必要書類の遵守
8.3.	否認
a)	時効となった還付申請
b)	PEZA 登録企業 (5% 税制)
c)	その他

3. まとめ

フィリピンでの商流によっては Input VAT が蓄積する構造となる可能性もあり、現状の還付制度が非常に煩雑であることから、損益計算書上は利益が出ていたとしても、還付請求待ちの債権が長期滞留することから現金ベースでの収支がタイトになるケースもある。また、還付申請を実施するには、会計上の明細や請求書等の経理証憑の完備が重要となるため、還付申請用の書類が完備できるよう、常日頃より経理担当者の教育および連携も重要である。一方で、納税者の権利である還付権限を迅速に進められるよう、迅速化に向けた法整備が望まれる。



寺田 未来
(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者
Teradatrust Advisory Inc.



2004 年東京三菱銀行 (現: 三菱東京 UFJ 銀行) 入行。09 年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザー業務に従事。12 年に Teradatrust Advisory Inc. を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心とした在フィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。



【Cambodia】

カンボジアの最新税務動向

松村 侑弥 I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

1994 年から 2015 年までの平均経済成長率が 7.6%と、世界第6位の高度経済成長を誇るカンボジアでは¹、外国直接投資(FDI)が増加する傾向にある。実際、16年の外国直接投資は前年比25%増の21億5,000万米ドルと高水準を記録し²、特に金融や不動産関連の投資が目立つ。カンボジア政府は持続的に FDI を呼び込むため、投資環境の改善に尽力しており、その一つとして税法の改正も行われている。従来は不透明な部分が多かった税務においても、透明性を確保するためのさまざまな改正が行われていることから、今回はカンボジア税制の最新動向をレポートしたい。

2. 租税条約の締結

16年5月、カンボジアは初となる租税条約をシンガポールと調印し、同年10月には中国、17年7月にはブルネイ、同年9月にはタイとも調印した。現在ベトナム、マレーシア、インドネシア、韓国とも租税条約の締結に向けて協議中である。なお、これらの調印済み租税条約は未だ批准が行われておらず、未発効である。

¹ 世界銀行公表データより

<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG?locations=KH>

² クメールタイムズより

<http://www.khmertimeskh.com/news/34577/fdi-up-25-/>

カンボジア国内法では技術支援、ロイヤルティー、利息および配当を含む海外へのサービス対価の支払いに対しては14%の源泉税が課されることとなっているが、租税条約が発効した場合、当該源泉税の上限が10%に制限される。さらに、二重課税の回避に関しても規定されており、租税条約締結国からのカンボジア投資に関して、税負担の軽減が期待される。また批准国間での情報交換制度も設けられているため、脱税防止ひいては課税の公平性の確保に繋がることが期待される。

3. 給与税の減税

16年12月27日付の経済財務省発行 Instruction No. 017において、2017年より適用される給与税率の一部が修正された。カンボジアの給与税は累進課税であり、16年12月31日までは80万リエル(以下、KHR)(約200米ドル)以下の給与に対して税率0%、80万KHR(200米ドル)超125万KHR(約312米ドル)以下の給与に対して税率5%が適用されていたが、17年1月1日より100万KHR(約250米ドル)以下の給与に対しては税率0%、100万KHR(約250米ドル)超150万KHR(約375米ドル)以下の給与に対して税率5%が適用されることとなった。なお、それ以上の給与部分に対する税率は特に変更がない(次頁表1)。これは17年1月1日より縫製業のワーカーの最低賃金が月額140米ドルから月額153米ドルに引き上げられたことが主な要因であ

り、低所得者層に対する給与税額を引き下げることが目的である。

4. 月次申告・納税期限の延長

16 年 12 月 23 日付で経済財務省より Prakas³ 1539 が発行され、17 年より月次での納税申告期限が延長された。従来、付加価値税以外の各種税金は翌月 15 日までに納税を行わなければならなかったが、17 年からはすべての月次納税期限が翌月 20 日までと従来に比べて

5日延長された。なお、月次で申告・納税が求められている税金は、前払法人税（PPT）、給与税（ToS）、源泉税（WHT）、付加価値税（VAT）、特別税、宿泊税、街路照明税である。

これまでの実務上、納税額の算出および納税を翌月 15 日までにいうスケジュールは非常にタイトであり、特に祝日が多いカンボジアにおいて、月初に連休が重なる月はさらにタイトなスケジュールで納税を行わなければならなかった。また、現在の月次申告は紙ベースで行われているが、商業省や労働省では既にオンライン化が進められており、今後カンボジアの税収が安定するようになれば四半期およびオンライン申告が一般的になることが期待される。

5. ミニмумタックスの免税

16 年よりミニмумタックスの免税に関する通知が公表されていたが、17 年 7 月 4 日、経済財務省より Prakas 638 が発行され、具体的なミニмумタックス

【表1】

月額給与 (2016 年 12 月 31 日まで)	月額給与 (2017 年 1 月 1 日より)	税率
0 - 800,000 KHR 0 - 200 米ドル	0 - 1,000,000 KHR 0 - 250 米ドル	0%
800,001 - 1,250,000 KHR 200 - 312 米ドル	1,000,001 - 1,500,000 KHR 250 - 375 米ドル	5%
1,250,001 - 8,500,000 KHR 312 - 2,125 米ドル	1,500,001 - 8,500,000 KHR 375 - 2,125 米ドル	10%
8,500,001 - 12,500,000 KHR 2,125 - 3,125 米ドル	8,500,001 - 12,500,000 KHR 2,125 - 3,125 米ドル	15%
12,500,001 KHR 超 3,125 米ドル 超	12,500,001 KHR 超 3,125 米ドル 超	20%

の免税要件が公表された。

Prakas の内容の説明の前に、前払法人税（PPT）とミニмумタックスの関係について概要のみ説明したい。前払法人税は利益が発生したかどうかに関わらず、月次売上上の 1% に対して課税され、毎月納税が求められる。ただしあくまで法人税の前払いであるため、年度で課税所得が発生し、法人税 20% を納税する場合は、当該前払法人税分は控除される。また、年度で欠損となってしまった場合、法人税は発生しないものの、最低課税として年度売上の 1% がミニмумタックスとして課税される。このミニмумタックスも、前払法人税と相殺が可能であり、通常欠損となった企業の場合、ミニмумタックスは相殺され、納税の必要がない。

Prakas によれば、カンボジア会計基準や税務総局の Prakas 等、税務コンプライアンスを遵守し、適切に会計処理を行っている場合は免税適用が可能である。本 Prakas では税務コンプライアンスを遵守していない場合の具体例が列挙されており、具体的には以下のとおりである。

✓ 会計記録が法令上の要求を満たしていない

³ Prakas とは、各省庁より発行される省令であり、序列が上の Sub-Decree(政令)に基づく実務指針等の内容が記載される。

い企業

- ✓ 税法 77, 79 および 98 条に定める事業活動に関連するインボイスを適切に発行していない企業
- ✓ 税法 126 条に定める重大な過失を犯した企業
- ✓ 税法 127 条に定める脱税を行っている企業
- ✓ 20 億 KHR(約 50 万米ドル)超の売上有る場合で、独立した監査法人発行の監査報告書を有していない場合

つまり税務コンプライアンスを遵守し、適切に会計処理を行っていれば、仮に年度で欠損となってしまった場合に、ミニмумタックスが免除される。つまり前払法人税がミニмумタックスと相殺されず、翌期以降に繰り越されることとなる。なお、欠損金の繰り越し期限は5年間であるが、前払法人税の繰り越しに期限はない。

従来、適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)に関しては、毎月の売上高に課される前払法人税は免税期間中、ミニмумタックスは投資活動中、それぞれ免税されていたが、一般企業に対しては、前払法人税はミニмумタックスと相殺されてしまうため、負担となっていた。

なお、本 Prakas は 17 年度より有効となっているが、具体的な申請方法などは特に記載されておらず、税務総局へ口頭で確認を行ったところ、今後、改めて案内を行うとのことであった。

6. 監査の厳格化

カンボジア会計法上、QIP 認定企業およびある一定の要件⁴を満たした場合は、年度末より6カ月以内に独立監査人による監査済財務諸表を作成することが義務付けられている⁵。しかしながら、これまで当該監査済財務諸表の提出義務が法令上記載されていなかったこともあり、法定監査を受けていない企業も見られた。

ただし、直近の税務調査では、監査済財務諸表を保管していないことから、QIP 認定のはく奪を示唆するケースも散見される。さらに、先述のミニмумタックスの免税について記載の通り、免税を希望する企業の売上高が約 50 万米ドルを超える場合は、監査済財務諸表の保管が求められており、要件を満たす場合は適切に法定監査を受けることがコンプライアンスのみならず、税務上もこれまで以上に重要となることに留意されたい。

7. 終わりに

16 年より、税法上の事業者の区分が修正され、それまで年間売上高が一定基準以下の事業者に適用されていたみなしで課税される推定課税方式(Estimate Regime)が廃止された代わりに、売上高などを基準とした規模別の申告納税方式となり、このうち最も売上高基準の低い小規模納税者の条件を満たさない非常に小規模な個人商店等以外の事業者はすべて、税務登録が義務付けられるようになった。このことから、カンボジア政府の広く公平に徴税を行う意思が読み取れる。また、今回述べた

⁴ ①年間売上 30 億 KHR(約 75 万米ドル)超、②年度の平均総資産 20 億 KHR(約 50 万米ドル)超、③年度の平均従業員数 100 人超の内、いずれか 2 要件を満たした場合

⁵ 2007 年 7 月 26 日付経済財務省発行 Prakas No.643

税務上のアップデートや税法改正は、納税義務を適切に果たしている事業者が恩恵を享受できる内容となっている。さらに各国との租税条約締結から読み取れるように、カンボジア税制に対する近隣諸国からの信頼度が以前に比べて増していることから、投資環境は徐々に改善されつつある。今後も定期的に最新事情の更新を行っていきたい。



松村 侑弥
(まつむら ゆうや)

マネージャー

I-GLOCAL Co., Ltd.



2012年 I-GLOCAL 入社。ホーチミン・ハノイを経て 2014 年よりカンボジア事務所にて勤務。ベトナム・ビンズン省の事務所立ち上げのために一度ベトナムへ戻るが、2017 年より再度カンボジア事務所を担当。



【India】インドビジネス最新情報 第 27 回

2016 年破産法および倒産法の解説

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ

Corporate Catalyst India Pvt Ltd

モディ政権は 2014 年の誕生以降、「Make in India」政策や「Start-up India」政策などの経済政策、ブラックマネー対策¹や 16 年 11 月の旧高額紙幣廃止などブラックマネーへの対策、さらには物品・サービス税の導入など多くの改革を断行してきた。本稿では、16 年 5 月 28 日に制定された「2016 年破産および倒産法」(Insolvency and Bankruptcy Code 2016、以下、「本法」)の概要について解説したい。従前、インドにおける破産および倒産時には複数の制度が存在し、係争時および債務不履行時における対応については、並列的に運用されていた。本法は企業再編、企業再生および清算に関連する法規制を包括的に統一することを目的としたものである。

1. 概要

本法は、会社、有限責任事業組合、組合および個人の破産、清算または倒産に関連する事案に対して適用される。債権者主導のアプローチがとられ、会社の資産に対して担保権を設定している債権者や過半数の債権を有する金融機関などの債権者の利益保護を重視する。

債務企業(Corporate Debtor)に財政懸念の兆候がみられる場合には、担保権の有無に関わらず、

すべての債権者に債権回収の手続きを行う権限が与えられており、いったん破産手続き開始の申請が受理されると、会社の破産手続き期間における債務企業の運営管理は、国家会社法審判所(The National Company Law Tribunal)において、事案を代理協議する権限を有する破産管財人専門家(Insolvency Professional)の中から選出された破産管財人(Resolution Professional)に委ねられる。破産管財人は、会社の再生を意図する債権者委員会(Committee of Creditors)との協議に基づき、債務企業の運営管理を行う仕組みだ。

本法においては、会社再生の可能性を評価・考慮し、債務弁済のために資産を処分するための期間を 180 日としている。また、債務企業の財産分配の優先順位も従来から変更されており、債務については次の順に従い充当される。

- ① 破産決議および清算費用の支払い
- ② 担保付き債権者および清算開始前 24 カ月間の未払いの工員(Workmen)²への債務
- ③ 清算開始前 12 カ月間の工員以外の従業員への債務

¹ ブラックマネー対策法:the Black Money (Undisclosed Foreign Income and Assets) and Imposition of Tax Act, 2015

² Workman とは、1947 年インド産業紛争法で定められた者であり、原則として手作業的、非熟練的もしくは熟練的、技術的、作業的、事務的または監督的業務のために雇用された雇用者をいう。

④ 無担保の金融債権者への債務

ものを含む。

⑤ 中央政府、州政府等への未払債務および担保権行使後の未払債務

a) 利息の支払いを伴って借り入れられた金銭

⑥ その他の残余債務

b) 引受与信枠または電子媒体などによる同等物によって調達した金額

⑦ 優先株主

c) 債券、手形、社債、借入金またはその他の類似債務の発行

⑧ 普通株主またはパートナー

d) リース契約またはハイヤーパーチェスに関連する債務の金額

また本法の重要な特徴の一つとして、情報管理機関 (Information Utilities) のコンセプトがある。情報管理機能とは、債務企業の財務情報を収集、管理し、登録利用者に対し、当該財務情報へのアクセスを担保することにある。これにより財務情報のタイムリーな提供と登録利用者によるアクセスに大きく貢献することが期待される。

e) ノンリコースペースで売却された売掛債権以外の売却または割引された売掛債権

f) 先渡し売却契約または購入契約を含む、その他の取引の下で調達した金額

2. 企業破産解決手続き (CORPORATE INSOLVENCY RESOLUTION PROCESS)

g) デリバティブ取引

h) 保証、補償、債券、信用状または銀行または金融機関によって発行されたその他の金融商品に関連する保証債務

企業破産解決手続きは、業務運営および継続性の観点から、債務企業の資産に対し実行可能な解決計画を策定することを目指している。債務企業が債務不履行を認識する場合、金融債権者 (Financial Creditor)、事業債権者 (Operational Creditor) または債務企業自身のいずれも企業破産解決手続きを開始する権利を持っている。このため、債務不履行が認められた場合、いつでも企業破産解決手続きのトリガーとなり、改善措置を開始する手続きがとられ得る。

i) 上記(a)から(h)項で記載されている事項のいずれかの保証または補償のいずれかに関する債務の金額

金融債権者の場合、債務不履行が自身の保有する債権に関連するものである必要はなく、債務不履行が他の金融債権者の債権に関するものであったとしても、金融債権者は国家会社法審判所に企業破産解決手続き開始を申請することが可能である。

ここで金融債権者とは、金融債権を有する者または法的に債権譲渡もしくは移転を受けた者を意味する。金融債務とは時間価値の対価として支払われる金銭の、利息を伴う債務のことを指し、次の

金融債権者に対し、事業債権者は事業債権を有する者を意味し、そのような債権を法的に譲渡または移転を受けた者を含む。事業債務は、雇用を含む物品またはサービスの供給に関連する請求権に

基づく債務、または当時効力を有した法律の下で発生した債務の返済に関連する負債または中央政府、州政府またはその他の地方当局への債務と定義される。事業債権者の場合、債務不履行発生時には債務企業に対して支払いの要求を行う。事業債権者は、債務企業からの支払いまたは係争の通知を、支払いの要求から10日以内に受け取れない場合、企業破産解決手続き開始申請書を国家会社法審判所に提出できる。

国家会社法審判所により企業破産解決手続きの開始が認められた場合、破産管財人専門家の資格を有する者を破産管財人として選任し、破産管財人が債務企業の業務運営を担当することになる。破産管財人は、債務企業の資産保全を含む業務を委託され、債務企業にとって有益な方法により事業を継続していく一方で、債権者委員会の監督下にもある。債務企業の役員は破産管財人への報告が要求され、破産管財人の要求に応じて書類や各種記録を提供する。

【企業破産解決手続きのプロセス】

1. 債務不履行発生時

企業破産解決手続きを開始するため、国家会社法審判所に申請書を提出

2. 申請書提出後14日以内

国家会社法審判所は、情報管理機関の記録または申請者が提出したその他の証憑書類に基づいて、債務不履行の事実を確認しなければならない。

3. 国家会社法審判所は、債務不履行の事実を確認後7日以内に、申請の受理または拒否の通知を伝達する。

申請を受理する場合、国家会社法審判所は次の

事項を通知し、企業破産解決手続きが開始される。

- a) 企業活動の一時停止の宣言
- b) 企業破産解決手続きの開始を公告し、他の債権者からの債務の弁済請求の提出を求める
- c) 暫定破産管財人 (Interim Resolution Professional) の任命
- ✓ 企業破産解決手続きの開始日から14日以内に暫定破産管財人を任命する。なお、暫定破産管財人の期間は任命日から30日を超えない。
- ✓ 一時停止は通知日から企業破産解決手続きの完了まで効力を持つ。

《一時停止中の禁止事項》

- a) 起訴、係争中の訴訟の継続、裁判所、審判所、調停委員会またはその他の機関の判決、宣言または決定の実行を含む債務企業への処分
 - b) 債務企業による資産、法的権利または受益持ち分の移転、抵当、譲渡または処分
 - c) 2002年金融資産の証券化および再建、担保権の行使に関する法律の下での行為を含む、債務企業の資産に関連して債務企業により設定された担保権の実行、回復または処分を行う行為
 - d) 資産が債務企業に利用または占有されている場合、その所有者、賃貸者による資産の回復
- ※ 債務企業への実質的な物品またはサービスの供給は、一時停止の期間中に終了、停止、中断することはできない。

✓ 公告

企業破産解決手続きの公告は次の事項を含む。

- a) 企業破産解決手続きの下での債務企業の名称および住所
- b) 債務企業が設立または登録された承認機関の名称
- c) 請求の提出に関する期日
- d) 債務企業の管理を委任され、請求を受理する責任を持つ暫定破産管財人の詳細
- e) 虚偽または誤解を招く請求に関する罰則

なお、企業破産解決手続きが完了する日は、申請の受理日から 180 日後の日となる。

4. 暫定破産管財人は、債務企業に対して受理したすべての請求の照合および債務企業の財政状態の決定を行った後、債権者委員会を組織する。

5. 債権者委員会の第1回会議は組織後7日以内に開催される。

債権者委員会は、第1回会議において金融債権者が保有する議決権の 75%の同意をもって、暫定破産管財人を破産管財人として選任するか、暫定破産管財人に代えて新たに破産管財人を選任することができる。

6. 破産情報概要書 (Information Memorandum) の作成

破産管財人は、解決計画を作成するためのインド破産・倒産委員会¹が通知する様式および方法に従い、関連情報を含む破産情報概要書を作成する。

7. 解決計画申請者は、破産情報概要書を基礎として作成された解決計画を破産管財人に提出

破産管財人は、解決計画を精査し、次の事項を

含んでいることを確認する。

- a) 破産解決手続き費用の支払い
- b) 事業債権者への債務の弁済
- c) 解決計画の承認後の債務企業の業務運営
- d) 解決計画の実行と監督
- e) 当時効力を有した法律の条項に違反していないこと
- f) インド破産・倒産委員会が通知するその他の必要事項の確認

また、破産管財人は、解決計画について承認を得るために債権者委員会に解決計画を説明する。債権者委員会は、金融債権者が保有する議決権の 75%以上の同意をもって解決計画を承認できる。

8. 破産管財人は、債権者委員会により承認された解決計画を国家会社法審判所に提出

解決計画が国家会社法審判所の要求を満たす場合、債務企業、従業員、出資者、債権者、保証人および解決計画に関与するその他の利害関係者を拘束する解決計画を、国家会社法審判所が通知により承認する。

9. 国家会社法審判所による承認通知後のプロセス

- a) 解決計画が国家会社法審判所を通過＝企業破産解決手続きの完了をもって、一時停止は効力を失う
- b) 破産管財人は、企業破産解決手続きの実施および解決計画に関連するすべての記録を、インド破産・倒産委員会に転送し、データベースに記録される
- c) 企業破産解決手続きが完了し、解決計画に従い債務企業の業務運営が行われる

¹ インド破産・倒産委員会: The Insolvency and Bankruptcy Board of India

3. 簡易破産解決手続き (FAST TRACK PROCESS INSOLVENCY RESOLUTION PROCESS)

簡易破産解決手続きが適用される場合には、90 日以内に原則として手続きが完了され、裁定権限者が事案の状況を鑑みて、期間延長することが必要と判断した場合には最大 45 日まで期間を延長できる。本手続きは次のカテゴリーの債務企業に適用される。

- ✓ 小規模会社: 払込資本額が 500 万ルピー (以下、INR) 以内 (または 5,000 万 INR 以内でより高い金額を設定できる) および直近の損益計算書上の売上高が 2,000 万 INR 以内 (または 2 億 INR 以内でより高い金額を設定できる)
- ✓ 新設会社 (組合を除く): 設立日から 7 年までの組織 (バイオ技術セクターの場合には 10 年まで) であり、設立以来すべての会計期間で、売上高が 2 億 5,000 万 INR 以内、かつ製品、プロセスまたはサービスのイノベーションについて開発や改善が進んでいる、もしくは雇用創出または資産増加の可能性が高い拡張性のある事業
- ✓ 直近の会計年度の財務諸表上の総資産が 1,000 万 INR 以下の非公開会社

4. 債務企業の清算

企業破産解決手続きの許容期間内に解決計画の提出が国家会社法審判所に提出されない、または解決計画が国家会社法審判所に拒否された場合には、国家会社法審判所は次の行為を行う。

- i. 本法において定められた方法により債務企業の清算を要求する決定を行う

ii. 債務企業が清算される旨の公告を行う

iii. 債務企業が登録された承認機関に、当該通知が送られる

なお、企業破産解決手続きの期間中に、債権者委員会が債務企業を清算する決定をした場合には、破産管財人は、当該決定を国家会社法審判所に通知する。また国家会社法審判所に承認された解決計画について、債務企業による違反が認められる場合、利益を害することになる債務企業以外の誰もが、債務企業の清算を国家会社法審判所に申請することができる。その場合、国家会社法審判所は、債務企業が解決計画に違反していることを決定する。



石倉 瞬 (いしくら しゅん)
日本国公認会計士
エス・シー・エス国際会計事務所
Corporate Catalyst (India)
Deputy Manager

大手監査法人に 7 年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014 年 1 月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【China】

中国会社法「司法解释(四)」の 要点解説

陳偉雄 広東広信君達法律事務所

中国最高人民法院は、「中華人民共和國会社法」を正確に適用するため、人民法院における審判の実情を踏まえ、2017年8月25日、「中華人民共和國会社法の適用にかかる若干問題に関する最高人民法院の規定(四)」¹(以下、「司法解释(四)」)を公布し、同年9月1日より実施しました。司法解释(四)は今後、会社決議の効力、株主の知る権利、利益配当請求権、優先購入権および株主代表訴訟などにおける審理根拠として、株主権利保護および会社管理の目的を実現していくことが予想されます。本稿では、会社決議の効力、株主の知る権利、利益配当請求権、優先購入権および株主代表訴訟に関する規定をそれぞれ紹介します。

1. 会社決議の効力瑕疵訴訟制度の改善

実務上、株主会、株主総会または董事会などの会議を開催し、会議での決議により会社の経営事項を決定することは会社経営の主な手段であると思われます。よって、会社決議の効力に関する争議は、会社管理に関する紛争の重要な構成部分です。

司法解释(四)は3つの点から会社決議の効力に関する訴訟制度を明確化しました。

(1) 決議不成立の訴訟確定

「会社法」第22条には、決議無効および決議撤回に関する訴訟の受理が規定されていますが、すでに成立している決議に対する規定であり、決議不成立の確認を請求する訴訟は明確に規定されていません。また、司法解释(四)第5条では決議不成立に関する事由を規定しており、不成立決議は法的拘束力を有さないことを明確にしました。

(2) 決議効力訴訟の原告の明確化

司法解释(四)には、会社決議の効力に関する訴訟を提起することができる原告を明確に規定しています。具体的には、会社決議の無効または不成立を請求して提訴する場合、その原告は、会社の株主、董事、監事などの株主会または株主総会、董事会の決議内容に直接の利害関係を持つものでなければなりません。また、会社決議撤回を請求する原告は、訴訟を提起する時点で会社の株主であることを裁判所に明示しなければなりません。

(3) 会社決議が無効と認定される、または会社決議が撤回される場合の対外効力の確定

司法解释(四)第6条により、株主会または株主総会、董事会の決議は、人民法院が無効とし、または撤回する旨判決した場合、会社が当該決議に基づき善意の相手と形成する民事法律関係は、影響を受けません。つまり、会社決議は社内での効力と

¹ 最高法院公司法司法解释(四)
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-57402.html>

社外での効力に分けて確定するという原則を適用します。

2. 株主の知る権利の保護

会社法第 33 条により、株主は会社定款、決議などの文書を閲覧または複製する権利、すなわち知る権利を有しています。株主の知る権利は、株主の有する権利において基礎的な権利であり、法により厳格に保護すべきものです。司法解釈(四)では、株主が会社法に規定されている知る権利が侵害されたと主張する場合、人民法院にて訴訟を提起することができるかと規定されています。また、人民法院が株主による会社の特定文書に関する閲覧または複製の請求が支持されるべきと判断した場合、判決文により会社特定文書の閲覧、複製時間、場所および閲覧・複製可能な特定書類の詳細を明確化することになります。

また、司法解釈(四)には、会社は定款、株主協議などの方法にて株主の知る権利を剥奪してはならないと規定されています。人民法院は、会社が定款、株主協議の約定に基づき、株主の会社文書の閲覧または複製権利を制限する行為を支持しません。

さらに、司法解釈(四)は、株主の知る権利を保護するため、株主が人民法院の判決をもって会社の文書を閲覧、複製する際、当該株主が現場にいることを前提として、会計士、弁護士などの秘密保持義務を負う仲介者が補助することができるとしています。会社が会社法第 33 条あるいは第 97 条の所定会社文書を法により作成、保存していない場合、株主が訴訟を提起し、会社の董事、高級管理人員が民事賠償責任を負うよう請求する場合、人民法院はこれを支持しなければなりません。

3. 株主の利益配当請求権の行使

司法解釈(四)では、株主による利益配当請求権の行使について、訴訟当事者および訴訟提出資料を明確化しました。まずは、訴訟当事者については、株主が利益配当訴訟を提起する場合、会社を被告に列挙しなければなりません。また、利益配当の根拠として、株主が具体的な配当案を明記した株主会または株主総会の有効な決議を提出しなければなりません。

4. 株主の優先購入権の行使

会社法により、株主が会社の株主以外の者に持分譲渡する際、会社のそのほかの株主も同等な条件での持分優先購入権を有しています。司法解釈(四)では、この株主の優先購入権について、同等な条件、損害救済などに関する問題を明確化しました。同等な条件を確定する際、譲渡する持分の数量、価格、支払方法および期限などの要素を考慮しなければなりません。

株主優先購入権の損害救済について、司法解釈(四)では、株主が持分譲渡する際、そのほかの株主の意見を問わない、または、詐欺などの手段により、そのほかの株主の優先購入権を実際に侵害した場合、そのほかの株主は実際の持分譲渡の同等条件によって譲渡した持分を購入することを要求する権利を有しています。

5. 株主代表訴訟制度の改善

会社法第 151 条第2項、第3項は株主代表訴訟を規定していますが、株主代表訴訟における訴訟の参加者、勝訴による利益処分、訴訟費用の負担などの問題について、具体的な操作規則は明確にありません。司法解釈(四)は前述の3つの問題

を明確にしました。すなわち、訴訟参加者について、会社法の規定により、株主が直接、会社の董事、監事、高級管理人員などに対する訴訟を提起する場合、会社が第三者として訴訟に参加しなければなりません。原告である株主側勝訴による利益処分については、勝訴による利益は会社利益であり、株主は被告が直接民事責任を負うことを請求してはならないとしています。さらに訴訟費用について、株主勝訴後、訴訟のため発生した合理的な費用を会社に請求する場合、人民法院はこれを支持しなければなりません。

司法解釈(四)の実施により、これら会社法により規定されている株主の権利への保護がさらに明確化され、株主権利の保護および会社経営に良い影響を及ぼすことが期待されています。



陳 偉雄

広東広信君達法律事務所
パートナー弁護士、日系企業部主管



中国広東省広州市生まれ。1990年中山大学法学部卒、広州市司法局での勤務を経て日本へ留学。2001年に成城大学法学研究科で博士号（民法）を取得するまでの9年間で日本で過ごし、その間東京の法律事務所に勤務。現在は地元広州において主に中国に進出中の日系企業に対して日本語で法律サービスを提供している。民商法、会社法、国際投資、国際貿易、知的財産権、労働争議の処理等を専門とし、民法（特に契約法）関連を得意分野とする。



【China】

中国における非貿易送金の実務

～ ロイヤルティーとサービスフィー ～

栗村 英資 フェアコンサルティング上海

非貿易送金というくくりには、ロイヤルティー、サービスフィー、コミッション、配当、利息等、さまざまな役務・サービス、無形資産にかかる項目の送金が含まれます。本稿では、このうち弊社で頻繁にお問い合わせを受ける、ロイヤルティーとサービスフィーを比較しながら、実務的側面を中心に解説します。なお、本稿には筆者の私見が含まれる部分がありますが、予めご了承ください。

ロイヤルティーおよびサービスフィー送金の前提として、中国の税務当局としては、これらの送金を簡単に認めるわけにはいきません。なぜなら、認めれば認めるほど、送金額は中国現地法人の費用となって損益の悪化を招き、それがそのまま中国の税収マイナスにつながってしまうためです。実態が伴ったものに対して送金を認めているという点を、理解しておく必要があります。

ロイヤルティーとサービスフィーの大きな違い

ロイヤルティーとサービスフィーの概要を比較すると、表1の通りとなります。

ロイヤルティーとは使用料です。したがって、何かを借りたことに対する対価の支払いとなります。ここで、何を借りるかですが、一般的には商標権や特許権

等の公的に認められた権利を対象とするケースが多いと言えます。重要な視点は、中国国内での権利の使用に対する対価ですので、当該権利の保有者が中国国外に存在しなければなりません。日本本社の名義で商標登録を中国で実施しておけば、この権利を保有するのは日本本社になりますので、中国国内での使用権を貸与する形をとることができます。ただし、ハイテク減税¹を考慮すると中国現地法人が各種権利の保有者になったほうが望ましいケースもありますので、この点は適切な判断が必要と言えます。

問題になるケースは、公的な権利として認められたもの以外を中国現地法人が借りるケースです。よく見られるケースとして、日本本社で保有する公的に認められていないノウハウを、日本本社が中国現地法人に貸与するケースとなります。中国の税務当局からすると、公的に認められていないものを

【表1】

ロイヤルティー	サービスフィー
・使用料 ・商標・特許・技術使用等 ・増値税6%、源泉所得税10% ・PE認定のリスクなし	・業務委託料 ・各種指導、各種代行業務 ・増値税6%、源泉所得税5%（ただし推定利益率により変動） ・PE認定のリスクあり

¹ 中華人民共和国主席令 64 号「企業所得税法」第二十八条

借りるための使用料を中国現地法人が送金したいと言っている状態ですので、本当に対価を支払う必要があるかを慎重に判断します。必要性がなければ中国現地法人が送金した費用は寄付金認定されて損金不算入となりますので、損金経理が否認されてしまいます。そこで、このノウハウの実在性を予め商務委員会に別途申請を行い²、ノウハウの実在性を証明してもらうことが必要になります。これが完了すれば、そのノウハウの使用料として送金が可能です。

サービスフィーは業務委託料です。したがって、何らかのサービスを受けたことに対する対価の支払です。ここでは、そのサービスが適切にカウントできるか否かが重要となります。極端な話ですが、日本本社内で中国現地法人のために何百時間も業務を行ったということで、中国現地法人に多額の請求を行ったとしても、これが中国現地法人側で送金および損金経理できる可能性は高くありません。要するに中国の税務当局がこのような内容で簡単に損金処理を認め、かつ納税が抑制されることを黙っていることはないということです。無難な方法は、業務委託料の計算を日本の本社からの出張訪問日数でカウントし、そこに単価をかけて計算した結

果を請求金額とする方法です。これであれば、仮にカウントの証明を行う場合、出張者のパスポートを提示することで対応が可能となります。

それぞれの送金のための手続き

1 契約書の準備

契約書の準備にあたり、ロイヤルティーとサービスフィーの送金準備において会計および税務面から重要な点は、以下の3点になると考えます。当然、契約に際しては各種権利関係等を明確に定める必要がありますが、本稿では割愛させていただきます。

1.1 そもそも送金金額はどの部分を指すのか？

ロイヤルティーおよびサービスフィーの計算式は下表2の通りとなります。なお、簡便化のため、附加税は計算から除外しております。

表2では、総額・本体価格・送金可能額の3つの数字が存在していますが、契約上で約定している金額が、どこの部分の数字であるかが明記されていない契約書が散見されます。例えば、日本本社としては100を着金してもらいたいと思って作成したロイヤルティー契約書(=送金可能額の部分が100

にならなければならない)が、実際は総額部分が100という契約内容となってしまう、想定通りの金額を送金できないケースが挙げられます。グループ間の契約であればまだ影響は少ないのですが、グループ外の企業と契約を締結する際には、慎重な対応が必要になります。また、サービスフィーの契約書では、源泉所得税は中国の税務当局への備案後

に確定しますので、契約書上で具体的な金額を設

【表2】ロイヤルティーおよびサービスフィーの計算例

	ロイヤルティー	サービスフィー
総額	106	106
増値税額	△6	△6
本体価格	100	100
源泉所得税	△10	△5(推定利益率 20%×企業所得 税率 25%)
送金可能額	90	95

² 中華人民共和国国务院令第588号「技術輸出入管理条例」の関係規定による。

定してしまうことも望ましくありません。適切な文言で説明を入れておくことが重要となります。

1.2 外国税額控除の準備

前頁表2の源泉所得税は、日本においては外国税額控除の対象となります。ただし、日本で外国税額控除を計算するにあたっては「限度額」が設定されるため、必ずしも全額が控除されるとは限らない点に注意する必要があります。さらに、中国での課税経緯に関する説明が不十分であったり、課税内容が合理的でなかったりする場合には、日本の税務当局に外国税額控除の適用外と指摘される恐れもあります。契約書を作成する段階で、日本の顧問税理士にも相談しておくことをお勧めいたします。

1.3 増値税の仕入税額控除

源泉所得税は納税義務者が日本本社、源泉徴収義務者が中国現地法人となりますが、増値税も同様の扱いとなります。表2の事例であれば、本来は106を送金し、日本本社が中国の税務当局に6を納税すればよいのですが、中国の税務当局としては日本本社が国外にあるという点で徴収漏れを懸念します。そこで、納税義務者が日本本社の状態で、中国現地法人に対し、源泉所得税と同様に源泉徴収義務を課す形をとることになります。なお、中国現地法人はこの6の増値税について、仕入税額控除の対象となる点に留意が必要です。

2 中国の税務当局での備案

備案とは、中国現地法人が契約書を中国の税務当局に提出し、ロイヤルティーやサービスフィー契約を締結したこと、また今後、契約に基づく海外送金を行い、さらに同額を会社として損金経理するこ

とを予定していることを届出・登録することを指します。したがって、備案を行う目的ですが、以下の2点が重要となります。なお、最近では備案もインターネットで申請を行うようになってきています。「金税三期³」のシステム改善によるものと思われますが、着々と電子化を進め、ビッグデータを収集する中国の税務当局には脅威を感じます。

2.1 損金経理の確保

まず、外貨管理局が公布している規定に基づく、非貿易送金5万ドル以下の場合の税務証憑提出不要⁴については、あくまで外貨管理局が定めた規制です。中国の税務当局はこの点に関して一切言及しておらず、5万ドル以下の非貿易送金に際して、中国の税務当局が定めた送金のための実務が免除されることにはなりません。したがって、すべての非貿易送金において備案が必要となります。中国現地法人が備案をせずに非貿易送金をしてしまうと、非貿易送金時の源泉税が徴収できず、かつ国外送金した金額すべてを企業が勝手に損金経理してしまい、中国現地法人からの税収が減少する可能性があります。最近、この点を指摘され、国外への非貿易送金を損金否認させられているケースもみられるようになってきています。

2.2 源泉所得税の確定

国外への非貿易送金を認めるので、その送金を損金経理することは認めるにしても、源泉税を適切に確保したいというのが中国の税務当局の視点です。したがって、どのような税金が課税されるかが

³ 中国の電子徴税管理システム。

⁴ 国家税務総局、国家外貨管理局公告 2013 年 40 号「非貿易等項目に対する対外送金の税務備案に関する公告」の関係規定による。実際にはこの管理を銀行が行っている。

備案の際に決定されます。

ロイヤルティーの源泉所得税は 10%に固定されています。一方で、サービスフィーは PE 認定を受けた場合、推定利益率(=備案時に税務当局が決定)×企業所得税率で計算した結果が源泉税率となります。したがって、ロイヤルティーには PE 認定という概念はありません。PE 認定の議論が生じるのはあくまでサービスフィーに関する備案を実施するタイミングとなります。

仮に、日本本社が無償で中国現地法人へサービスを提供する場合、中国の税務当局でサービスフィーにかかる備案を行いませんので、そもそも PE 認定はあり得ないという理解になります。重要なのは、PE 認定のトリガーがどこにあり、そのトリガーを引かれざるを得ない場合は、何に注意すべきかという点になります。一般的なサービスフィーの送金に関する中国の税務当局での契約書の備案以外にも、いくつかの特殊なトリガーがありますので、この点にはご注意ください。

さて、PE 認定の原則的な判定基準についてですが、ここで留意すべきは次の3点です。

- ① 12 カ月間:役務提供が“任意”の 12 カ月であって“暦年(1~12 月)”の 12 カ月ではありません。
- ② 合計6カ月:プロジェクトの期間内で特定の月に1日でも滞在しプロジェクトに関する業務を行った場合は1カ月とみなされます。
- ③ 複数の関連プロジェクト:別の従業員による、別プロジェクトのための、異なるタ

イミングの役務提供であっても、同一プロジェクトとみなされる可能性があります。

ただ、上記の留意点に対して、実務上の取り扱いでは、PE 認定されるケースがかなり広範囲に及んでいます。サービスフィー送金のための備案を中国の税務当局が行うというトリガーを引いた段階で、概ね PE 認定を受けるというのが現状の実務と提供していただいても、過言ではないかもしれません。

一方で、PE 認定のもう一つの問題として、中国の個人所得税への波及が挙げられます。日中租税条約によれば、以下の免税3要件すべてを満たす非居住者(出張者)は、中国の個人所得税は課されません。

- ① 中国での滞在日数が年間 183 日を超えないこと
- ② 報酬(給与)が中国の居住者でない者から支払われること
- ③ 報酬(給与)が雇用者の中国に有する PE によって負担されるものでないこと

ただし PE 認定を受けた場合、上記③を満たさないため、中国で個人所得税が課されます。PE 認定を受けた場合の個人所得税額は、中国での業務日数に応じて計算されます。ただ、こちらに関しては、実例としてはあまり多くないという認識です。

2.3 サービスの提供

契約にしたがった業務を実行します。

2.4 納税

送金にあたり、備案時に設定された内容にした

がって、税務当局で納税を行います。納税時に納税証明書(中国語で「税単」)を入手することができます。

2.5 送金

銀行に必要な資料を提示し、送金を行います。上述の通り、5万ドル以下の送金であれば、税務証憑提出不要とはなりますが、適切な手続きを経ない場合は税務リスクが残っていますのでご注意ください。

ロイヤルティーおよびサービスフィーの実務的な注意点を中心に、筆者の私見を交えながら解説をさせていただきました。ご存知の通り、この非貿易送金は移転価格税制にも絡む点がありますので、こちらもご注意くださいようお願いします。



栗村 英資

(あわむら ひでし)

フェアコンサルティング上海

日本国公認会計士



中央青山監査法人にて上場企業及び上場準備企業の法定監査に従事。その後、上場準備企業へ転職、IPOに向けた資本政策、内部統制組織の構築、中国をはじめとしたアジアの子会社の経営管理など数々の実務経験を得る。現職では、国内外の企業の内部管理体制構築支援及び中国進出支援業務を主に担当し、企業の抱える内部管理上の問題点の解決と中国進出企業への丁寧な進出支援に定評がある。



【Hong Kong】

ウェルス・マネジメントにおける 新たな選択肢～オフショア信託～

レオン・マオ、福嶋美咲 TMF Hong Kong

日本の富裕層による海外渡航頻度は増加し、保有する資産も多様化しています。特に1970年代以降は、香港・シンガポール・スイスといった地域がウェルス・プランニングの中心地として好まれています。

その他のアジア新興国における富裕層がともすれば潤沢な資産を誇示するような行動パターンを有する半面、日本ではあまり目立つことは好まれません。しかし水面下ではウェルス・プランニング専門家の助言のもと、日本の富裕層によるアジアやその他の国々でのオフショア銀行口座開設や不動産購入は進んでいます。

また、日本の富裕層は昨今、ウェルス・マネジメントおよび家族の将来的な資産保護設計において、より広範囲なオプションも視野に入れるようになっています。中でも、資産保護・継承計画および財産維持を目的としたオフショアの信託や財団のストラクチャーに注目が集まっています。

オフショア信託が注目を集める背景

オフショア信託の数あるメリットのうち、代表的なものとしては以下が挙げられます。

■ 継承計画

綿密に設計されたオフショア信託により、継承計画において多様かつ柔軟なオプションの享受が可

能となります。高齢化が加速する中、将来に対する準備の重要性は日々増えています。自身の他界後に、それまで築き上げた資産が次世代の教育、扶養、医療ニーズを満たす財産となるよう事前手配したいと思う資産家は少なくありません。

また昨今、「遺留分 (Forced Heirship)」という単語で知られているように、法律に則った相続人に資産を渡したくないと考えるケースも珍しくありません。ご友人や複数の家族への譲渡を希望される場合、きちんとした事前のウェルス・プランニングが無ければ、日本の法律上、これらの方々に財産が行きわたることが難しくなります。

■ 資産保護

もう一つの鍵となるメリットは資産保護です。適切に設計された信託により、以下いずれか、あるいはすべてのリスクからの資産保護が可能となります。

- ① 債権者の主張からの保護(例:破産や取締役責任、職業上の責任)
- ② 夫婦財産を含む離婚主張からの保護
- ③ 個人の遺言主張からの保護

「遺留分」の問題が日本で該当するとなると、最後の点はいっそう重要性が増してきます。

■ 柔軟性

オフショア信託は、幼児・年配者・障害者といった弱者保護のメカニズムも有します。また、財産を次世代家族に保全する一方で、ご自身の存命期間中はそれら財産の管理権限を引き続き維持することも場合によっては可能となります。

■ 租税対策

オフショア信託は租税対策のオプション提供ツールともなります。クライアントご自身および資産が特定の要件を満たす場合、オフショア信託が合法的な租税対策をもたらすこともあります。

ウェルス・マネジメント利用者の特徴

ウェルス・マネジメントを検討する背景・ニーズはさまざまですが、典型的なケースの特徴としては以下が挙げられます。

- ① 日本のみならずアジア諸国でビジネスを展開している起業家
- ② 親の世代の事例に則り、オフショアのウェルス・マネジメントを活用している次世代
- ③ 東日本大震災後に他のアジア諸国への家族

移住を決断した専門職

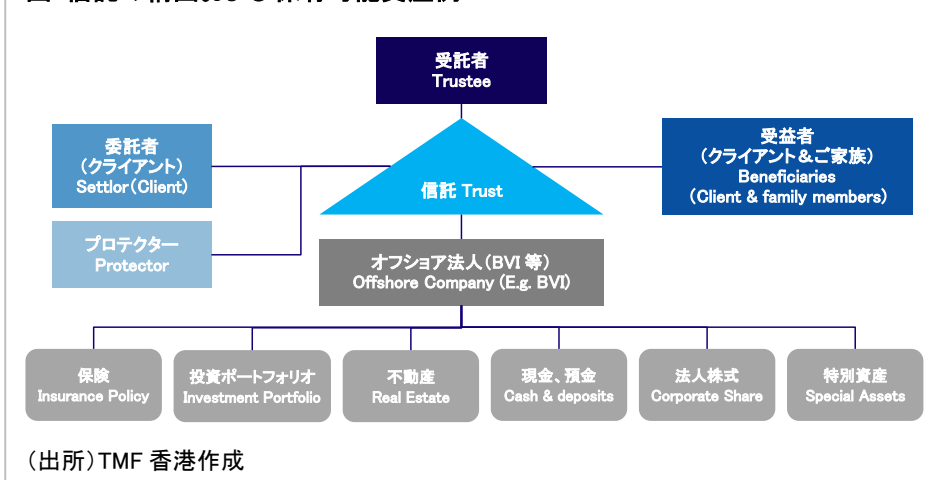
共通点としては、オフショアの資産や国際的な視野を有する点、家族の長期にわたる利益確保を望んでいる点などがみられます。中には、既に日本の非居住者となっている、あるいは近い将来に非居住者となる場合もあります。資産規模の観点からは、日本国外に 500 万米ドル相当あるいはそれ以上の資産を有しています。

日本よりも以前から信託が身近なオプションであったアジアや西洋諸国の富裕層の経験は、これから信託を検討する日本人にとっても参考となります。仮に受益者に浪費癖の問題がある場合、これら受益者に対する資金分配を委託者の決定通りにしか実行できないように事前設定するなど、信託は有効な解決策となりえます。

信託では子どもや孫、その他の親族のみならず、非親族に対しても、将来の教育費や医療費、生活費等を目的とした資金提供が可能となります。信託を通して、毎年一定額を受益者が受け取るよう設定したり、受益者が自身で資金を保全できると委託者が納得し得る一定の年齢に達するまで、まとまった金額を分配しないといった条件の設定が可能と

なります。このほか、定期的な分配を手配する代わりに、家族の財産を分配することなく、恒久的な「基金」として利用し、将来の世代のニーズに対しては年次の金利という形で支給するという形をとることも可能です（図）。

図：信託の構図および保有可能資産例



日本の相続税・贈与税と日本非居住者のメリット

日本の相続税・贈与税は、贈与側ではなく受益者側（資産の受取人）に対して課される点に注意が必要です。受益者が日本の居住者でない場合でも、日本の課税対象となる可能性があるからです。

日本の相続税・贈与税に関する課税範囲を算定する際に、贈与者および受益者の「住所」は重要な要因となります。住所とは日本の民法にて、「生活の本拠地」として規定されています。住所を判定する際の要因としては受益者の、および（あるいは）受益者の家族の居住地、就労場所、そして資産や不動産の場所などが含まれます。

現行の法律では、日本国外に10年以上（2017年以前では5年間以上）居住する日本国籍保有者は、日本の非居住者とみなされ、税務上の観点から特に有利となる可能性があります。例として、日本にある資産の場合は受益者が日本の非居住者であっても日本の課税対象となりますが、逆に日本国外の資産を日本の非居住者が受け取る場合に、日本の課税対象にならないケースもありえます。

現在、既に海外に居住している日本人の中にはこうした日本の非居住者に当てはまるケースも多々あり、こうしたケースにおけるオフショア信託の設定は、将来的な家族のニーズに応える上で非常に有益となります。

あまり広く認識されていないかもしれませんが、日本で長期滞在している外国人就労者の税務上の影響についても、住所が影響してきます。直近 15 年のうち 10 年以上、日本に住所を持つ外国人は、日本国内・日本国外双方の資産が日本の贈与税・相続税の対象となります。さらに、外国人がいった

ん日本の課税対象となった場合、日本を離れて以降も5年間は日本の課税対象となる点にも注意が必要です。

前述のシナリオに該当する外国人の場合、オフショア信託をウェルス・プランニングのツールとして利用するのも一案です。日本に居住して 10 年以上経過する前に、日本国外の資産をオフショア信託に移すことで、日本国外の資産を日本の課税対象から外すことになります。

オフショア信託設定までの手続きの流れ

オフショア信託の新規委託にあたっては、ウェルス・プランニングのニーズ把握のための受託者（トラスティー）との面談、口座開設のためのプライベートバンカーとの面談、税務アドバイス取得のための面談などが必要になります。日本の税制は複雑なため、受託者は税理士や弁護士といった日本の税務専門家による意見書を求めます。信託関連書類がサインできる状態になるまでには、日本や香港で数回にわたる面談を重ねることになるため、個々の背景やニーズに応じて変動するものの、少なくとも1～3カ月を要します。

財団と信託との違い

信託とはイギリスのコモン・ローにおいて発展した概念である一方、財団はシビル・ローにおける概念となります。日本の法律は 19 世紀のドイツのシビル・ローに基づくため、日本人にとってはオフショア信託よりもオフショア財団の概念の方がより理解されやすいかもしれません。

オフショア財団の場合、財団の管理権限は法人の取締役会に相当する財団理事会に帰する形とな

ります。財団は登記所での登記が必要となりますので、財団の名称といった一定の情報は公開される半面、「独立した法人格」を有するという利点も挙げられます。

受託業者選定にあたっての重要事項

受託者(トラステー)に含まれる、「トラスト:信頼」という言葉が非常に重要となります。委託者それぞれに業者選定にかかる独自のチェック項目があると思いますが、選定の際はグローバルに名の知れた業者である点、また事務所の実体なども考慮することをお勧めします。また、特に委託者が日本人の場合、受託業者の日本語対応能力、および日本文化や日本人委託者特定のニーズへの理解も求められます。

受託業者の高い専門性や技術的な知識は委託者に大きな安心感を提供します。これら専門性に加え、法律・税務上の知識も受託業者が有する場合は、安心感はさらに強固なものとなります。さまざまな角度の専門性を業者が有する場合、解決策や国・地域の選択において、クライアントは複数の選

択肢を享受できるメリットがあります。なぜなら、信託の設定においては、一つの事例がすべての委託者に当てはまるということではなく、委託者各々の異なる背景・ニーズに応じて解決策を追求することになるからです。

結論

オフショア信託や財団は家族の財産保有と保護における効率的な手法となりうるため、日本人の富裕層の中にも本格的に検討するケースが増えています。この背景には、日本人の保有資産や事業の国境を越えた多様化があげられます。中には、事業目的のみならず、子どもの教育や引退を目的として既に海外に移住をしているケースも見られます。

日本人富裕層の国際化や背景の多様化が進む中、受託業者についても、それぞれの異なるニーズに対応可能な、経験豊富で国際的な業者が選ばれるようになってきていると言えるでしょう。

【注】本稿はあくまで一般的な情報に基づいたもので、疑問等ある場合には、具体的なアクションをとられる前に、専門家によるアドバイスを仰ぐことをお勧めいたします。

TMF
GROUP

Global reach
Local knowledge

世界最大の信託・コーポレートサービス専門事務所。7,000 名を超えるプロフェッショナルを擁し、世界 85 カ国以上で事業を展開。



レオン・マオ
ディレクター
ファミリービジネス/ウェルス
・ソリューション部門代表

香港にて 25 年以上に渡り信託やコーポレート関連の専門サービス提供に従事。オーストラリアにて国際関係・法律の学士・修士を取得。英国・ウェールズ、オーストラリア、BVI の登録弁護士。



福島 美咲
(ふくしま・みさき)
マネジャー
ジャパン・デスク

TMF 香港事務所にて日本人クライアント中心に事業進出、移住、プライベート・クライアント関連サービスに従事。大阪府出身。香港及び東南アジアで計 15 年以上に渡る就労経験を有する。香港にて MBA 修了。



【アジア経済情報】

インド ～成長率は緩やかに上昇～

小林 公司 みずほ総合研究所

2017 年2Q の成長率は低下

2017 年2Q(4～6月期)の実質GDP成長率は、前年同期比+5.7%と前期の同+6.1%から低下した(図表1)。成長率の低下は5四半期連続となった。財貨・サービス輸出が前年比+1.2%と前期の同+10.3%から急減速したことが、成長率低下の主因である。同時期に世界経済が順調に回復したこととは対照的な動きとなった。通関統計で内訳をみると、一般機器や石油製品の減速が目立った。財貨・サービス輸入は同+13.4%と前期の同+11.9%から加速した。7月の財サービス税(GST)導入で金の税率が高くなるとの観測から、金の駆け込み輸入が急増した。以上より、純輸出の成長率寄与度は▲2.6%PT となり、前期(▲0.3%PT)からマイナス幅を広げた。

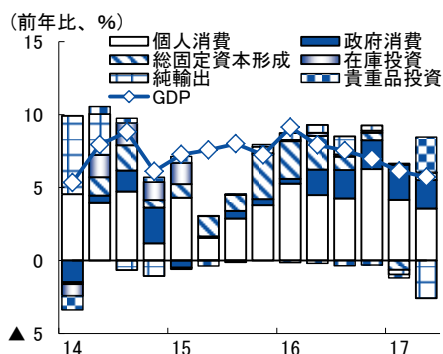
内需は総じて伸び悩んだ。個人消費は前年比+6.7%と前期の同+7.3%から2期連続で減速した。前期の消費を下押しした高額紙幣廃止(16 年

11 月)の影響と農業生産の鈍化について、前者は新紙幣の供給増加につれて和らいだものの、後者は2Q にさらに鈍化したため、人口の7割を占める農村の消費が引き続き振るわなかったとみられる。また、政府消費は同+17.2%と前期の同+31.9%から減速し、総固定資本形成は同+1.6%と前期の同▲2.1%からの戻りは鈍かった。在庫投資の成長率寄与度は+0.0%PT で前期の+0.1%PT とほぼ同じだった。一方、貴重品投資の寄与度は+2.4%PT で前期の▲0.2%PT から拡大した。金輸入の急増を反映したと推察される。直近の指標をみると、7月の輸出は前年比+3.9%と前月の同+4.1%から4カ月連続で減速した。

8月に10カ月ぶりの利下げ

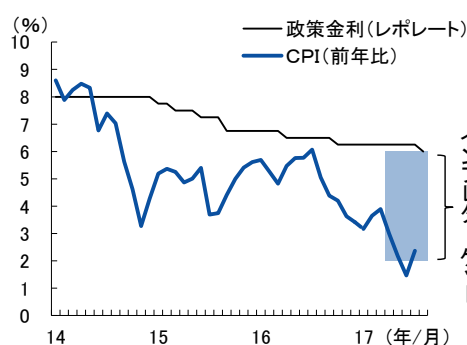
インド準備銀行(RBI)は8月2日、0.25%PT の利下げを決定した(図表2)。利下げは16 年10 月以来、10 カ月ぶりである。RBIはインフレ見通しの低下を利下げ理由の一つに挙げ、今後の政策ス

図表1 実質GDP成長率



(注) 不突合で寄与度合計とGDPは一致しない。
(資料) インド統計計画実行省より、みずほ総合研究所作成

図表2 消費者物価指数と政策金利



(資料) インド準備銀行、統計計画実行省より、みずほ総合研究所作成

タンスは中立を維持すると声明した。利下げを決めた時点で明らかだった6月の消費者物価指数(CPI)は、前年比+1.5%とインフレーターゲット(同+4±2%)の下限以下まで低下していた。利下げ後に発表された7月のCPIは同+2.4%に上昇し、8月以降も前年の物価水準が低かったベース効果で引き続き高まると予想される。

しかし、2Q までに成長率が5四半期連続で低下したことで、需給ギャップは拡大しているとみられ、当面のインフレ率は緩やかな上昇にとどまるだろう。インフレ率がターゲット内の下限近辺で推移し続ける場合には、追加利下げの可能性が考えられる。

SENSEX 株価指数は、8月1日に史上最高値をつけて以降、騰勢が一服している(図表3)。ルピーの対米ドルレートも、同月4日に約2年ぶりの高値をつけてからは上値が重い。米国の政策不透明

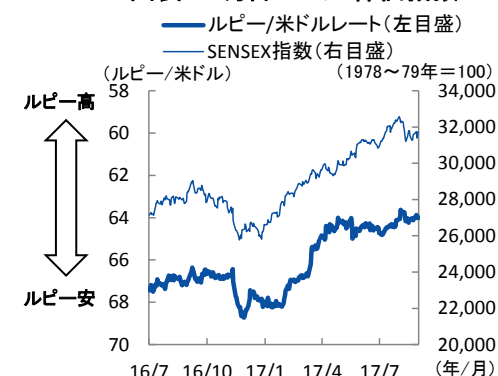
感や北朝鮮を巡る地政学リスクの高まりなどから、投資家が慎重化しているためとみられる。

今後の成長率は緩やかに上昇

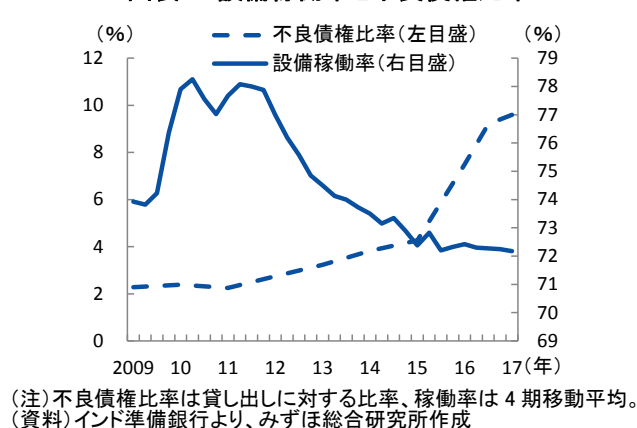
先行きは、2Q に急減速した輸出が、主要仕向け先の米国と欧州の景気回復を反映して持ち直すと予想される。消費は 17 年初に高額紙幣廃止で停滞した動きが一巡し、18 年には加速する可能性が高い。一方、設備投資については、稼働率が低水準で設備過剰感があること、不良債権比率が高く銀行の貸出姿勢は慎重なことから(図表4)、調整が続くと考えられる。政府支出も、中期的な財政再建方針の下で抑制が見込まれる。

以上より、景気は輸出と消費を中心に持ち直すものの、設備投資と政府支出が停滞するため、持ち直しのペースは緩やかな見通しである。成長率は、17 年に+6.6%、2018 年に+7.3%と予測する。

図表3 ルピー/米ドルレート・株価指数



図表4 設備稼働率と不良債権比率



【注目点:GST導入による混乱は今のところみられず】

7月1日からの新間接税 GST 導入に伴い、懸念されていた混乱は今のところみられていない。納税手続きを処理するオンラインシステムの障害や、企業における新税制への準備不足の事例が報じられたものの、最初の1カ月の税収は政府の見込みを上回ったとジェイトリー財務相がコメントした。景気への影響については、仕入れ時と販売時の税務会計が異なることを敬遠して、GST 導入前に仕入れが控えられて在庫が取り崩されたと報じられるが、GDP 統計上は在庫投資の下振れは確認されない。インフレ率については、6月の前年比+1.5%から7月は同+2.4%に上昇したが、そのうち 0.8%PT は GST が課税されない野菜の物価上昇によるものである。

Back Issues

2017 年 3 月発行 第 60 号

- ・中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点
- ・“一帯一路”構想を支える国際金融機関～IFFO にみる外資参入のチャンス～
- ・Thailand:タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント
- ・Vietnam:ベトナム税務最前線～税法改正と税務調査のトレンド～
- ・India:インドの税制 [62] 2017 年度インド予算案における税制改正概要
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [25] インターネット安全法の解説と実務への影響
- ・China:中国での会計と IFRS の動向～収益認識基準について～
- ・Hong Kong:香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

2017 年 4 月発行 第 61 号

- ・【みずほ銀行(中国)深圳支店 30 周年記念】深圳市 30 年の軌跡と奇跡～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～
- ・企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用
- ・Vietnam: 移転価格の新政令
- ・India: インドビジネス最新情報[24]インド・シンガポール租税条約の改正
- ・Singapore: 2017 年シンガポール予算案～税制改正を中心に～
- ・China: 海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法
- ・China: 中国税関実務～輸入申告価格の設定～
- ・Hong Kong: 香港における事業譲渡
- ・Hong Kong: 香港法人の資本再構築

2017 年 5 月発行 第 62 号

- ・中国自動車産業の新常態
- ・【みずほ銀行バンコック支店ブノンペン出張所開設記念】成長期を迎えるカンボジア
- ・India: インドの税制 [63] インド物品・サービス税(GST)導入を機会としたサプライチェーン改革の動向
- ・Vietnam: ベトナム不動産制度の概要
- ・Malaysia: マレーシア新外国為替管理規制
- ・Philippines: 日比租税条約の適用
- ・China: 中国民法総則の要点解説
- ・China: 中国現地法人運営の留意点
- ・Taiwan: 統一發票の実務上の留意点

2017 年 6 月発行 第 63 号

- ・アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業～2017 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・中国返還 20 周年を迎える香港
- ・重慶市概況と日系企業進出の可能性
- ・Vietnam:ベトナムにおける会計制度の主な特徴
- ・Indonesia:インドネシア新移転価格文書規制

- ・India:インドビジネス最新情報[25]一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入
- ・China:解説・中国ビジネス法務[26]民事執行における財産調査の最新状況
- ・China:企業簡易抹消登記改革に関する分析
- ・Hong Kong:香港私的有限会社の閉鎖オプション～会社秘書役の観点からの考察～

2017 年 7/8 月発行 第 64 号

- ・2017 年上期為替市場の回顧と 2017 年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・欧州との物流ハブ目指す成都
- ・Malaysia: 法人の不動産投資に関する課税関係
- ・India: インドの税制[64]インド子会社における IT を活用したガバナンス強化のための要点(前編)
- ・Vietnam: 現地法人への出資の際の送金手続き及び留意点
- ・Philippines: フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性
- ・Taiwan: インターネット広告費の支払いにかかる所得税
- ・China: 企業経営における刑事コンプライアンス及びリスク削減

2017 年 9 月発行 第 65 号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部へ～
- ・Vietnam: ベトナムにおけるインボイス制度の概要
- ・Thailand: タイ国移転価格税制について
- ・India: インドビジネス最新情報 [26]インド物品・サービス税～供給が行われた場所
- ・China: 中国における税関調査～ロイヤルティーへの課税動向
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [27]改正「外商投資産業指導目録」
- ・Hong Kong: 香港証券取引所～新たな取引市場の創設に向けた動き
- ・Hong Kong: 外国子会社合算税制改正の概要と在香港日系企業への影響

2017 年 10 月発行 第 66 号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・日本企業の台湾事業再構築～台湾事業の「存在意義」を探る～
- ・香港外食産業への進出に関する考察
- ・India:インドの税制 [65]インド子会社における IT を活用したガバナンス強化のための要点(後編)
- ・Malaysia:源泉税に関する改正とその留意事項
- ・Singapore:シンガポールの法人税
- ・Vietnam:公開会社に関するガバナンス規則の概要
- ・China:「広東省高級人民法院の労働紛争案件の審理における疑問に関する解答」の一部解説と外資企業の留意点
- ・China:中国からの資金還元スキーム～中国配当実務～
- ・Taiwan: 台湾における法人税申告の個別調査

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）
TEL (65) 6805-3660



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。